

協定・覚書等

相互応援

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
災害時等の相互応援に関する協定	静岡県東部 18 市町	被災者の一時収容のための施設の提供、応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあつせん及び提供並びに職員の派遣、等	174
災害時等の相互応援に関する協定	群馬県沼田市	食料・飲料水・生活必需物資の提供、救出・医療・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資・車両等の提供及び職員の派遣、等	176
災害時等の相互応援に関する協定	山口県萩市	食料・飲料水・生活必需物資の提供、救出・医療・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資・車両等の提供及び職員の派遣、等	178
災害時等の相互応援に関する協定	静岡市清水区	食料・飲料水・生活必需物資の提供、救出・医療・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資・車両等の提供及び職員の派遣、防災船等による緊急海上輸送に伴う情報の提供及び職員の派遣、等	180
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	富士箱根伊豆交流圏構成市町村	食料・飲料水・生活必需物資の提供、救助・医療・防疫・応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、被災者受入施設の提供、応急対策・復旧活動に必要な職員の派遣、等	188
災害時における相互応援に関する協定書	荒川区	食料・飲料水・生活必需物資の提供、救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資・車両等の提供及び職員の派遣、被災者受入施設の提供、等	190
フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	フラワー都市交流連絡協議会加盟都市	食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の提供、救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材・物資・車両・舟艇等の提供及び職員の派遣、避難者の受入、復興事業における花の種苗・苗木・植木等の緑花木の提供、等	192
静岡県消防相互応援協定	静岡県内市町及び一部事務組合	災害時における消防活動の相互応援	196
静岡県防災ヘリコプター応援協定	静岡県内市町及び一部事務組合	災害時における県防災ヘリコプターの派遣	200
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	現地情報連絡員（リエゾン）の派遣	204

医療・救護・遺体措置

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
災害時の医療救護活動に関する協定書	賀茂医師会	医療救護活動の実施に伴う医師・看護婦等の派遣	206
災害時の薬剤師による医療救護活動に関する協定	賀茂薬剤師会	医療救護活動の実施及び医薬品等の供給に伴う薬剤師の派遣	216
災害時の医療救護活動等に関する協定書	賀茂歯科医師会	医療救護活動の実施に伴う歯科医師・歯科衛生士等の派遣	226
災害時の救護病院指定に関する覚書	下田メディカルセンター	災害時における医療救護活動の実施に伴う救護病院の開設	230
災害時の救護病院指定に関する覚書	伊豆今井浜病院	災害時における医療救護活動の実施に伴う救護病院の開設	232
災害時の救護病院指定に関する覚書	伊豆東部総合病院	災害時における医療救護活動の実施に伴う救護病院の開設	234
災害時における協力に関する協定書	㈱栄協	遺体の収容・安置に必要な資機材・消耗品及び遺体措置技術の提供、葬儀式場等の施設の使用、遺体の搬送、等	236
災害時における協力に関する協定書	㈱たかはし	遺体の収容・安置に必要な資機材・消耗品及び遺体措置技術の提供、葬儀式場等の施設の使用、遺体の搬送、等	240
災害時における協力に関する協定書	伊豆太陽農業協同組合	遺体の収容・安置に必要な資機材・消耗品及び遺体措置技術の提供、葬儀式場等の施設の使用、遺体の搬送、等	244

物資（食料、生活必需品等）・燃料・資機材等

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
災害救援用毛布に関する覚書	日本赤十字社静岡 県支部	災害救援用毛布の備蓄及び提供	250
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	静岡県L P ガス協 会東部支部賀茂地 区会	保有する物資(L P ガス・ガス供給機器)の提供	252
災害時における支援協力に関する協定書	マックスバリュ東 海㈱	保有又は調達可能な物資(食料・生活必需品)の提供	254
災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ ㈱	保有する物資(飲料)の提供	258
災害時における救援物資提供に関する覚書	コカ・コーラセン トラルジャパン㈱	地域貢献型自動販売機内在庫の提供	262
備蓄用飲料に関する覚書	イー・ドリンコ㈱	災害用備蓄品(飲料)の提供	264
災害時における生活物資及びその他応急措置に必要な物資の供給等支援に関する協定書	㈱セイジョー	保有する物資(食料・生活必需品)の提供	266
災害時における石油製品等の供給に関する協定書	サガミシード㈱	石油製品等及び石油製品の供給に関する情報の提供	268
災害時におけるL P ガスの供給に関する協定書	杉本工業㈱	保有する物資(L P ガス設備・L P ガス自動車、等)の提供	270
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	太陽建機レンタル ㈱下田支店	保有又は調達可能な機材の提供	272
災害時における施設利用の協力に関する協定書	㈱テクノワン	災害時における市の物資集積所としての利用	278
災害時における物資拠点の開設等に関する協定書	静岡県、㈱テクノ ワン(3者協定)	災害時における県の物資拠点としての利用	280
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	㈱ゼンリン	地図製品等の提供及び利用	284
災害時における応急対策業務に必要な石油類燃料の供給等に関する協定書	静岡県石油商業組 合賀茂支部	石油類燃料の優先供給及び情報提供	290

輸送・運搬

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
漁船による緊急輸送活動に関する協定書	伊豆漁業協同組合	被災者・生活必需品及び災害応急対策のために必要な人員・資機材等の輸送	292
危険発生時における船舶・船舶係留施設、その他の施設の使用に関する協定	下田ボートサービス(株)	物資・人員輸送のための船舶・船舶係留施設等の使用及び救援活動への協力	298
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書	静岡県タクシー協会賀茂支部	L P ガス燃料タクシーによる避難及び救助・救護業務等従事者の移送	300
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書	(株)栄協	L P ガス燃料タクシーによる避難及び救助・救護業務等従事者の移送	302

情報・通信

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
災害非常無線通信の協力に関する協定	下田市アマチュア無線非常通信協会	災害情報の収集・伝達への協力	306
防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力(株)	電力供給に関する大規模事故の発生及び広範囲停電情報等の通知における下田市防災行政無線の活用	308
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)	災害時における非常用電話の利用	310
災害時における非常災害放送に関する協定書	静岡エフエム放送(株)	災害時における非常災害放送の実施	318
災害時におけるケーブルテレビ放送等の要請に関する協定書	下田有線テレビ放送(株)、小林テレビ設備(有) (3者協定)	災害時等における非常災害放送の実施	320
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	キャッシュサイトの用意、防災情報等の周知、災害発生時の緊急情報・被害情報等の発信、等	324
地域貢献型電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング(株)沼津総支社、東海広業(株) (3者協定)	防災・防犯等、地域貢献型電柱看板の掲出	326

復旧・復興、被災者支援

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
災害救助に必要な資機材の調達及び人員の出動に関する協定書	下田市指定水道工 事人協同組合	災害時における水道資機材の調達及び人員の出動	328
災害時における応急対策業務に関する協定書	下田市建設業組合	災害時における公共土木施設等の被害状況の把握及び応急復旧工事の実施	332
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	静岡県土地家屋調 査士会	災害時における家屋被害認定調査の協力	336
下水道処理施設における災害時緊急復旧支援に関する協定書	三機工業(株)、三機 環境サービス(株) (3 者協定)	災害時における下水道施設の応急復旧等支援	338
下水道施設における災害時緊急復旧支援に関する協定	(株)NJS	災害時における下水道施設の調査及び現地確認、災害査定に必要な設計図書等の作成、処理場・ポンプ場施設情報システムの保存情報の提供、等	342
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	静岡県行政書士会	災害時における被災者支援相談窓口の設置及び会員の派遣、等	348
大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	静岡県司法書士会	相続、不動産登記及び商業・法人登記、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度、成年後見制度等、司法書士法に定める相談業務の実施、等	352
下田市と下市内郵便局との包括連携に関する協定書	下市内6郵便局	災害時における車両の提供、被災状況等の情報提供、郵便業務の災害特別事務取扱い等に関する災害支援のほか、廃棄物の不法投棄・道路の損傷等の情報提供、高齢者等の見守りに関する協力	356
災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	静岡県測量設計業 協会	災害時における災害復旧工事に必要な測量設計等業務の実施	368
平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する下田市と静岡県弁護士会との協定書	静岡県弁護士会	平時における災害対策及び災害発生時における被災者支援活動の実施	370

避難場所・避難所等

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
覚書	静岡県立下田高等学校	避難地・避難所としての利用	372
災害時要援護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人梓友会（みくらの里）	福祉避難所としての利用	376
児童福祉施設（通所）を災害時に避難所として使用することに関する覚書	社会福祉法人聖愛福祉会	福祉避難所としての利用	378
災害時における避難所としての使用に関する協定書	下田温泉旅館協同組合	福祉避難所、広域避難又は観光客のための避難所としての利用	380
福祉避難所として施設を使用することに関する協定書	社会福祉法人伊豆つくし会	福祉避難所としての利用	382
避難所として施設を使用することに関する協定書	社会福祉法人梓友会（梓の里）	避難所又は福祉避難所としての利用	386
津波災害又は水害時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	静岡地方法務局	津波避難ビルとしての利用	390
津波災害における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	(株)伊豆新聞本社	津波避難ビルとしての利用	392
防災ヘリポートとしての使用に関する協定書	静岡県	災害支援活動及び訓練のためのヘリポートとしての利用	394
防災ヘリポートとしての使用に関する協定書	(株)下田セントラル	災害支援活動及び訓練のためのヘリポートとしての利用	398
飛行場外離着陸場使用承諾書	静岡県	ヘリコプターを用いた救急搬送等の消防活動のための利用	402

その他

協定等の名称	締結先	協定等の内容	ページ
大峠局地レーダ雨量計情報表示装置の維持管理に関する協定	静岡県	土砂災害防止のためのレーダ雨量計情報表示装置の維持管理	403
大規模災害発生時等における下田警察署災害警備本部の設置場所貸借に関する協定書	下田警察署	災害時における市有施設の貸借	404
大規模災害発生時等における下田海上保安部現地災害対策本部設置場所貸借に関する協定書	下田海上保安部	災害時における市有施設の貸借	406
避難所及び防災倉庫の鍵の管理に関する覚書	各小中学校及び各地区自主防災会長 (3者協定)	災害時における避難所・防災倉庫等の鍵の管理及び利用	408
防災倉庫の鍵の管理に関する覚書	各地区自主防災会長	下田公園防災倉庫の鍵の管理及び利用	412
防災倉庫の鍵の管理に関する覚書	グループホームたんぼぼ、みくらの里	防災倉庫の鍵の管理及び利用	414

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の趣旨に基づき、この協定を締結した市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町村が他の市町村に要請する応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(要請の種類)

第3条 要請の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (2) 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあっせん及び提供
- (3) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる収容を要する被災者の状況及び人数
- (3) 前条第2号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 前条第3号に掲げるものの職種、職種別人員及び派遣期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、できる限りこれに応じ、応援を要請した市町村(以下「要請市町村」という。)の住民等の生命の安全確保に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、要請市町村が負担するものとする。

- 2 要請市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町村から要請があった場合には、応援した市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回以上、関係市町村の連絡のための会を開催して状況等の報告をするとともに、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成2年12月27日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書25通を作成し、各市町村長記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成2年12月27日

沼津市長、熱海市長、三島市長、伊東市長、御殿場市長、下田市長、裾野市長、東伊豆町長、河津町長、南伊豆町長、松崎町長、西伊豆町長、賀茂村長、伊豆長岡町長、修善寺町長、戸田村長、土肥町長、函南町長、菰山町長、大仁町長、天城湯ヶ島町長、中伊豆町長、清水町長、長泉町長、小山町長

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、下田市長（以下「甲」という。）と沼田市長（以下「乙」という。）との協議により、下田市又は沼田市において災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災市が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡部局及び連絡責任者)

第2条 甲及び乙は、相互応援に関する連絡部局及び連絡責任者を次のとおり定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- | | | | | |
|-----|------|--------------|-------|------|
| (1) | 連絡部局 | 静岡県下田市総務課 | 連絡責任者 | 総務課長 |
| (2) | 連絡部局 | 群馬県沼田市総務部総務課 | 連絡責任者 | 総務課長 |

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況（別記様式第1号）
- (2) 前条第1号から第3号までに定めるものの品名、数量等（別記様式第2号から第4号まで）
- (3) 前条第4号に定めるものの職種別人員（別記様式第5号）
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路（適宜）
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(緊急応援)

第5条 災害により、甲、乙双方で連絡が十分に取れない場合は、応援側の独自の判断により応援を行うことができるものとする。ただし、その場合も前条と同様に後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とする。

- 2 応援を受けた市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、応援した市は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合は、要請市がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除く。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回相互に情報を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- 2 この協定に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成7年11月22日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲、乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月22日

甲 静岡県下田市長

乙 群馬県沼田市長

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、下田市長と萩市長との協議により、下田市又は萩市において災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災市が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 下田市及び萩市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とする。

2 応援を受けた市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、応援した市は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合は、要請市がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除く。

(資料の交換)

第7条 下田市及び萩市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部課が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、下田市長、萩市長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月27日

下田市
下田市長

萩市
萩市長

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 下田市（以下「甲」という。）と清水市（以下「乙」という。）は、いずれかの市の区域内において災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災市が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣
- (5) 静岡県地域防災計画に基づく、防災船等による緊急海上輸送に伴う甲、乙間に必要な情報の提供と必要に応じた職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況（別記様式第1号）
- (2) 前条第1号から第3号までに定めるものの品名、数量等（別記様式第2号から第4号まで）
- (3) 前条第4号に定めるものの職種別人員（別記様式第5号）
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路（適宜）
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害により甲、乙双方で連絡が十分に取れない場合は、応援側の独自の判断により応援を行うことができるものとする。ただし、その場合も前条と同様に後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、法令等に定めがある場合を除き、原則として応援を受けた市の負担とする。

- 2 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣に要した費用は、応援した市の負担とする。
- 3 応援を受けた市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、応援した市は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援した市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が応援を受けた市への往復途中に生じたものを除く。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回相互に情報を交換するものとする。

(連絡部局及び連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、相互応援に関する連絡部局及び連絡責任者を次のとおり定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- | | | | | |
|-----|------|---------------|-------|--------|
| (1) | 連絡部局 | 静岡県下田市総務課 | 連絡責任者 | 総務課長 |
| (2) | 連絡部局 | 清水市生活環境部防災対策課 | 連絡責任者 | 防災対策課長 |

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年1月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲、乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成10年1月21日

甲 下田市長

乙 清水市長

被害状況報告

被害状況						
死傷者	死者	人	不明者	人	計	人
	負傷者	人				
家屋	全壊	棟		一部破損	棟	
	半壊	棟		床上浸水	棟	
公共施設の 被害状況						
火災・消火 活動の状況						
その他 必要な事項						

様式第2号

食糧、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の要請書

	品 名	数 量	品 名	数 量
食糧				
生活必需物資				
資器材等				
応援期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
その他 必要な事項				

様式第3号

被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

	品名	数量	品名	数量
救出用資器材				
医療用資器材				
応急復旧用資器材				
応援期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
その他				
必要な事項				

様式第4号

救援及び応急復旧に必要な車両等の要請書

	車 種	台 数
救 援 用 車 両		
応 急 復 旧 用 車 両		
応 援 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
そ の 他 必要な事項		

様式第5号

救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣

職 種	内 容	人 数	応援期間
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
そ の 他 必 要 な 事 項			

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成23年11月25日

協定市町村

山梨県 (8市町村)	富士吉田市 身延町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町
神奈川県 (10市町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
静岡県 (20市町)	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区（以下「区」という。）と下田市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

2 前項に規定するほか、荒川区立下田臨海学園（以下「臨海学園」という。）については、次の各号に掲げる自治体は当該各号に定める応援を行うものとする。

- (1) 区 臨海学園への市の被災者の受入れ
- (2) 市 臨海学園を利用している児童生徒の救援等

（応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(情報交換及び交流)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、各自自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成26年10月17日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市
下田市長

フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

フラワー都市交流連絡協議会加盟都市は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急、復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等並びに医薬品等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給
- (3) 救援及び応急復旧に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者の受入れ
- (6) 復興事業における花の種苗、苗木及び植木等の緑花木の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市又は町（以下「市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、又はファクシミリにより応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 応援場所及び経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市からの申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立て替え支弁するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市に連絡責任者をおくものとする。

（体制の整備）

第6条 各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、フラワー都市交流連絡協議会が協議して定めるものとする。

(運用)

第8条 この協定は、平成30年6月17日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、この協定書9通を作成し、各市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 30 年 6 月 17 日

静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

鹿児島県大島郡和泊町和泊 10 番地
和泊町長

福岡県久留米市城南町 15 番地 3
久留米市長

富山県砺波市栄町 7 番 3 号
砺波市長

岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地
大野町長

北海道空知郡中富良野町本町 9 番 1 号
中富良野町長

山口県萩市大字江向 510 番地
萩市長

山形県長井市ままの上 5 番 1 号
長井市長

兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市長

静岡県消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、静岡県内の市町及び消防に関する事務を処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力（ヘリコプターを使用するものを除く。）を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防の相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づく応援を行う区域は、市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、法第1条に規定する災害であつて、消防の応援等を必要とする規模のものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 災害発生時に、当該災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、静岡県知事に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 発災市町等の長は、次のいずれかに該当する場合に、本協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）の長に対して、応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

2 前条の規定による報告及び前項の応援要請は、次の事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種類、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町等の長は、発災市町等の長から前条の応援要請を受けたときは、当該発災市町等における災害対応を応援する隊（以下「応援隊」という。）を組織し、派遣するものとする。

- 2 応援市町等の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に連絡するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、応援市町等の長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、前条の応援要請を待ついとまがないと認めるときは、同条の応援要請を待たないで応援隊を派遣することができる。
- 4 前項の規定による応援隊の派遣については、前条の応援要請を受けて行われたものとみなす。

(消防用資機材等の調達等)

第7条 応援市町等の長は、発災市町等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町等の消防本部の長が行うものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動終了後速やかに活動概要等を発災市町等の長に報告するものとする。

(災害概要の報告)

第10条 発災市町等の長は、応援活動終了後速やかに災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 各市町等の長は、消防の相互応援の円滑な推進を図るため、必要に応じ、連絡会議を開くものとする。

(協議事項)

第12条 連絡会議は、次の各号について協議するものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換等に関すること。
- (3) 市町等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、燃料費等の経常的経費、公務災害補償

費及び事故により生じた経費は応援市町等の負担とし、その他の経費は発災市町等の負担とする。

(2) 第7条の調達及び輸送に要する経費は、発災市町等の負担とする。ただし、応援市町等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町等の負担とする。

第5章 雑 則

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、市町等の長が別に法第39条第2項の規定により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(細目)

第15条 この協定の実施についての細目は、市町等の長が協議して定めるものとする。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度市町等の長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成6年10月1日から効力を生じる。

この協定を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各自その1通を保管する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各自その1通を保管する。

附 則

この協定は、平成29年4月1日から、その効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書41通を作成し、各市町等の長の記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月10日

静岡市長、浜松市長、沼津市長、熱海市長、三島市長、富士宮市長、伊東市長、島田市長、富士市長、磐田市長、焼津市長、掛川市長、藤枝市長、御殿場市長、袋井市長、下田市長、裾野市長、湖西市市長、伊豆市長、御前崎市市長、菊川市長、伊豆の国市長、牧之原市長、東伊豆町長、河津町長、南伊豆町長、松崎町長、西伊豆町長、函南町長、清水町長、長泉町長、小山町長、吉田町長、川根本町長、森町長、下田地区消防組合管理者下田市長、駿東伊豆消防組合管理者沼津市長、富士山南東消防組合管理者三島市長、御殿場市・小山町広域行政組合管理者御殿場市長、志太広域事務組合管理者藤枝市長、袋井市森町広域行政組合管理者袋井市長

静岡県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、静岡県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、他市町村等の応援活動を必要とするものをいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、静岡県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がないと認められる場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、静岡県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の文章により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 必要な資機材及び重量
- (6) その他必要な事項

(航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときには、災害発生現場の気象状況及び時間を確認の上、飛行が可能な場合には航空隊を派遣するものとする。応援要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊の職員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、静岡県消防相互応援協定第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、静岡県が負担するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、平成9年4月1日から効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、必要な事項については、知事及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(協定の成立)

第12条 本協定を成立させるため、知事及び市町村等の長はそれぞれ別記様式による同意書を作成し、知事が保管するものとする。

2 前項の同意書のすべてを知事が確認したときをもって協定成立の日とし、知事は市町村等の長に対し、本協定の成立を通知するものとする。

(同意書)

静岡県防災ヘリコプター応援協定の締結に関する同意書

上記協定の締結について同意します。

平成9年3月10日

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

(協定の成立)

消第 1497 号
平成 9 年 3 月 25 日

各市町村長 様
(消防主管課扱い)
消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合の管理者 様
(総務担当課扱い)

静 岡 県 知 事

静岡県防災ヘリコプター応援協定の成立について

このことについて、静岡県防災ヘリコプター応援協定（平成 9 年 1 月 28 日付け消第 1293 号通知）第 12 条第 2 項の規定に基づき、平成 9 年 3 月 24 日に協定が成立したことを通知します。

総務部消防防災課
災害対策スタッフ
054-221-2072

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、下田市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 下田市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 下田市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成23年4月1日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長

下田市東本郷1丁目5-18
下田市長

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村（以下「甲」という。）と社団法人賀茂医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲各々の地域防災計画に基づき、災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 乙は、会員等に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、各々の地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師、看護婦等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を災害現場等の救護所、避難所、及び救護病院等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告しその承認を得る。

この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定する。

又、乙は甲と協力し、甲各々の地域防災計画に基づいた実施計画書を作成する。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容の指示
- (3) 死体の検索
- (4) その他必要な事項

（医療従事者に対する現場における指示等）

第5条 乙が派遣する医療従事者に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲の市町村長又は医療救護施設等の管理者が行う。

この場合、甲の市町村長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重する。

(医療従事者の輸送等)

第6条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携帯するもののほか、甲の市町村長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

(扶助金の支給)

第7条 甲は、災害救助法第24条(救助業務従事の命令)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条(扶助金の支給)および同法施行令第13条(扶助金の種目)から第21条(打切扶助金)の定めるところにより扶助金を支給する。

(実費弁償)

第8条 甲は、災害救助法第24条(救助業務従事の命令)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条(費用の支弁区分)及び同法施行令第11条(実費弁償)の定めるところにより弁償する。

(細目協定)

第9条 この協定の細目については、別に定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成11年12月27日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(連絡会の設置)

第11条 甲と乙は、連絡会を組織し、年に1回の定例会開催及び必要に応じ臨時会を開催し、協定に関する下記事項について協議し、決定する。

- (1) 協定に関する疑義等
- (2) 実施細目に関する協議決定
- (3) 連絡会に関する事項
- (4) その他必要な事項

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を所持する。

平成11年12月27日

(甲) 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町
松崎町、西伊豆町及び賀茂村
代表 下田市長

(乙) 賀茂医師会長

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

平成 11 年 12 月 27 日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定」という。）第 9 条に基づき、次のとおり細目を定める。

（医療従事者の派遣要請）

第 1 条 協定第 2 条第 1 項に規定する下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村（以下「甲」という。）の社団法人賀茂医師会（以下「乙」という。）に対する医療従事者の派遣要請は、甲から乙に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行う。

ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

3 協定第 2 条第 2 項の規定について、乙は、会員等とも綿密に協議し、緊急時に備える。

又、甲も、市町村間の連携を密にし、情報の伝達、応援体制の強化に努め、移送搬送方法の確立（海上含む）についても、関係機関との連携を図るものとする。

4 協定第 2 条第 3 項に規定する緊急やむを得ない場合とは、甲の災害対策本部が設置されていない段階で医療従事者を派遣する必要があると認められる場合又は医療従事者を派遣する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等によって災害対策本部に連絡が取れない場合等をいう。

（医療施設の被害調査）

第 2 条 乙は、災害時に、速やかに医療施設等の被害状況の把握、医薬品や医療従事者の確保等を体系的に把握できるよう、医療施設等との緊急連絡網を整備する。

（医療救護活動の報告）

第 3 条 乙は、協定第 2 条の規定により、医療従事者を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療従事者毎の「医療救護活動報告書（様式第 1 号）」「医療従事者名簿（様式第 2 号）」、及び「医療品等使用報告書（様式第 3 号）」を取りまとめ、甲に報告する。

（事故報告）

第 4 条 乙は、協定第 2 条の規定に基づく医療救護活動において、医療従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書（様式第 4 号）」により速やかに甲に報告する。

（死体の検案）

第 5 条 協定第 4 条第 3 号の死体の検案については、乙が行うものとする。

（未加入会員の取扱い）

第 6 条 協定第 1 条第 2 項中の会員等とは、賀茂医師会々員と未加入者の双方を含み後者が災害救助に参画した場合には会員と同様とみなす。

(連絡会の運営)

第7条 協定第11条の連絡会は、医師会から会長及び代表理事、市町村からは本事業を所轄する担当課長（担当者）で構成する。

第1号様式

医療救護活動報告書

報告機関 _____ 担当者 _____

報告時限 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

区分（班名）	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			措置の概要
			月	日	時 分～ 時 分	
			診 療	医 療	人	
			者 数	助 産	人	
			死体検案		人	
			月	日	時 分～ 時 分	
			診 療	医 療	人	
			者 数	助 産	人	
			死体検案		人	
			月	日	時 分～ 時 分	
			診 療	医 療	人	
			者 数	助 産	人	
			死体検案		人	
			月	日	時 分～ 時 分	
			診 療	医 療	人	
			者 数	助 産	人	
			死体検案		人	
			月	日	時 分～ 時 分	
			診 療	医 療	人	
			者 数	助 産	人	
			死体検案		人	

第2号様式

医療従事者（救護班員）名簿

報告機関 _____ 担当者 _____
 報告時限 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

区分（班名）	職種	氏名	所属	住所	従事期間

第4号様式

事故 傷病 者報告書
死亡

報告機関 _____ 担当者 _____
報告時限 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

氏名			性別	男 ・ 女	年齢	歳
住所						
職種		勤務先		所属医療救護班名		
傷病名						
外来・入院 (月 日)		診療 (入院) 医療機関名				
受傷 (発病) 日時	年 月 日		午前・午後		時	分
受傷 (発病) 場所						
死亡原因						
死亡日時	年 月 日		午前・午後		時	分
死亡場所						
受傷 (発病) 死亡時の状況						

災害時の薬剤師による医療救護活動に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「甲」という。）と賀茂薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲における各々の地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動及び医薬品等の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師で編成する薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請する。

2 前項における要請の内容は、次のとおりとする。

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療救護活動を行うことに関し必要な事項

3 甲は、第1項の規定による要請を行う際に、災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び状況を乙に伝えるものとする。

4 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡調整は、派遣された場所において甲が指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(活動記録)

第7条 薬剤師班の班長は、医療救護に係わる記録を行うとともに、甲及び乙にその内容を報告する。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次の費用は、甲が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる各費用の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(第三者に対する損害補償)

第10条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害に対する賠償方法及び賠償額は、その都度甲乙協議のうえ定める。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間を満了する日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 27 年 7 月 24 日

甲 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町
松崎町及び西伊豆町

代表

下田市長

乙 賀茂薬剤師会

会長

年 月 日

様

賀茂薬剤師会
会長

印

医療救護活動に係る費用弁償請求書

災害時の医療救護に関する協定に基づき、薬剤師班の派遣経費等の費用弁償について、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 請求内訳

- (1) 薬剤師班の派遣に係る経費 円
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等の使用に係る経費 円

3 添付書類

- (1) 医療救護活動実施報告書
- (2) 派遣薬剤師班名簿
- (3) 医薬品等使用報告書

医療救護活動実施報告書

（賀茂薬剤師会）

医療救護活動場所	活動人数	活動状況	備考
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	
	名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件	

医薬品等使用報告書

(賀茂薬剤師会)

派遣先・班名				携行者氏名			
品名	規格	数量	薬価基準				
			単価	金額			

年 月 日

様

賀茂薬剤師会
会長

印

医療救護活動における事故報告書

医療救護活動を実施中に従事者に次のとおり（ 負傷 ・ 疾病 ・ 死亡 ）事故が発生しましたので、報告します。

1 事故の概要 別紙のとおり

医療救護活動従事者に係る事故等の概要

（賀茂薬剤師会）

1 事故の種類	負傷 ・ 疾病 ・ 死亡				
2 発生年月日	年	月	日（ ）	時	分頃
3 発生場所					
4 従事者氏名		5 性別	男・女	6 年齢	歳
7 住 所			8 電話番号		
9 所属薬局名			10 職種	薬剤師	
11 派遣場所					
12 傷病名		13 程度	重傷 ・ 中等症 ・ 軽症 ・ 死亡		
14 転 帰					
15 事故時の状況					
16 その後の対応					
17 特記事項					

災害時の医療救護活動等に関する協定書

災害時における医療救護活動及び遺体措置活動（以下「医療救護活動等」という。）の万全を期するため、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「甲」という。）と賀茂歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲における各々の地域防災計画、医療救護計画その他の防災に関する各種計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護活動等への協力）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、医療救護活動等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し歯科医師、歯科衛生士その他の歯科医療従事者（以下「歯科医療従事者等」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医療従事者等を要請のあった救護所、救護病院及び避難所等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等のやむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動等に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定による要請がなくても乙の判断により歯科医療従事者等を医療救護施設等に派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により歯科医療従事者等を派遣したときは、遅滞なく甲に報告し、その承認を得る。この場合において、甲が承認した歯科医療従事者等の派遣は、甲の要請に基づく歯科医療従事者等の派遣とみなす。

（歯科医療従事者等の業務）

第3条 歯科医療従事者等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 歯科医療機関への転送要否及び転送順位の決定
- (3) 甲が設置する医療救護施設等における歯科巡回診療等の実施
- (4) 死亡者の身元確認の協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯科医療に関すること

(歯科医療従事者等に対する現場における指示等)

第4条 乙が派遣する歯科医療従事者等に対する現場における指示及び医療救護活動等の調整は、甲又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、甲又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する歯科医療従事者等の意見を尊重する。

(歯科医療従事者等の搬送等)

第5条 甲は、乙が派遣する歯科医療従事者等の搬送その他医療救護活動等の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

2 歯科医療従事者等が使用する医薬品等については、当該歯科医療従事者等が携行するもののほか、甲又は医療救護施設等の管理者がその供給について必要な措置を講ずる。

(扶助金の支給)

第6条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第7条の規定により、救助に関する業務に従事する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、法第12条及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第7条から第15条までの規定により扶助金を支給する。ただし、法が適用されない災害において甲が派遣を要請した場合は、同法に準じて甲が支給する。

(実費弁償)

第7条 甲は、法第7条の規定により、救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、法第7条第5項及び令第5条の定めるところにより弁償する。ただし、法が適用されない災害において甲が派遣を要請した場合は、同法に準じて甲が支給する。

(協定の適用)

第8条 この協定は、締結日の翌日から効力を有する。

2 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 31 年 2 月 6 日

- 甲 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町
松崎町及び西伊豆町
代表
下田市長

- 乙 賀茂歯科医師会
会長

災害時の救護病院指定に関する覚書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、平成 11 年 12 月 27 日に締結された社団法人 賀茂医師会との医療救護活動に関する協定に基づき、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「甲」という。）は、医療法人社団 静岡メディカルアライアンス 下田メディカルセンター（以下「乙」という。）を救護病院に指定し、次のとおり覚書を取りかわす。

- 1 この覚書は、甲各々の医療救護計画により、災害時に行う救護病院の医療救護活動に関し、甲乙の連携について必要な事項を定める。
- 2 乙は、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう甲と協議し、広域的な対応も視野に入れ、必要な調整を行う。
- 3 甲は、各々の医療救護計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、救護病院の開設を要請する。
- 4 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに救護病院の開設をする。
- 5 乙は、自ら開設が必要と判断した場合には、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、速やかに救護病院を開設する。
- 6 甲及び乙は、災害時の緊急連絡網を整備する。
- 7 乙は、災害が発生した場合には、速やかに院内の被災状況等について甲に報告し、事後の対応について協議する。
- 8 甲及び乙は、この覚書に疑義又は必要な事項が生じた時には協議するものとする。
- 9 この覚書は、平成 24 年 5 月 1 日から効力を有する。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書を 2 通作成し、甲の代表並びに乙は記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 24 年 5 月 1 日

- (甲) 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町
松崎町、西伊豆町
代表 静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

- (乙) 静岡県下田市 6 丁目 4-10
医療法人社団 静岡メディカルアライアンス
下田メディカルセンター
院長

災害時の救護病院指定に関する覚書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、平成 11 年 12 月 27 日に締結された社団法人賀茂医師会との医療救護活動に関する協定に基づき、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「甲」という。）は、公益社団法人地域医療振興協会 伊豆今井浜病院（以下「乙」という。）を救護病院に指定し、次のとおり覚書を取りかわす。

- 1 この覚書は、甲各々の医療救護計画により、災害時に行う救護病院の医療救護活動に関し、甲乙の連携について必要な事項を定める。
- 2 乙は、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう甲と協議し、広域的な対応も視野に入れ、必要な調整を行う。
- 3 甲は、各々の医療救護計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、救護病院の開設を要請する。
- 4 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに救護病院の開設をする。
- 5 乙は、自ら開設が必要と判断した場合には、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、速やかに救護病院を開設する。
- 6 甲及び乙は、災害時の緊急連絡網を整備する。
- 7 乙は、災害が発生した場合には、速やかに院内の被災状況等について甲に報告し、事後の対応について協議する。
- 8 甲及び乙は、この覚書に疑義又は必要な事項が生じた時には協議するものとする。
- 9 この覚書は、平成 24 年 5 月 1 日から効力を有する。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書を 2 通作成し、甲の代表並びに乙は記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 24 年 5 月 1 日

(甲) 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町
松崎町、西伊豆町
代表 静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

(乙) 静岡県賀茂郡河津町見高 178 番地
公益社団法人 地域医療振興協会
伊豆今井浜病院
病院長

災害時の救護病院指定に関する覚書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、平成 11 年 12 月 27 日に締結された社団法人賀茂医師会との医療救護活動に関する協定に基づき、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町並びに賀茂村（以下「甲」という。）は、伊豆東部総合病院（以下「乙」という。）を救護病院に指定し、次のとおり覚書を取りかわす。

- 1 この覚書は、甲各々の医療救護計画により、災害時に行う救護病院の医療救護活動に関し、甲乙の連携について必要な事項を定める。
- 2 乙は、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう甲と協議し、広域的な対応も視野に入れ、必要な調整を行う。
- 3 甲は、各々の医療救護計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、救護病院の開設を要請する。
- 4 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに救護病院の開設をする。
- 5 乙は、自ら開設が必要と判断した場合には、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、速やかに救護病院を開設する。
- 6 甲及び乙は、災害時の緊急連絡網を整備する。
- 7 乙は、災害が発生した場合には、速やかに院内の被災状況等について甲に報告し、事後の対応について協議する。
- 8 甲及び乙は、この覚書に疑義又は必要な事項が生じた時には協議するものとする。
- 9 この覚書は、平成 14 年 6 月 1 日から効力を有する。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書を 2 通作成し、甲の代表並びに乙は記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 14 年 5 月 31 日

- (甲) 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町
松崎町、西伊豆町並びに賀茂村
代表 静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

- (乙) 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 17- 2
医療法人社団 康心会
伊豆東部総合病院

災害時における協力に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と（株）栄協（以下「乙」という。）とは、本市内に地震、津波、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合における、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の安置に必要な遺体措置技術の提供及び葬儀式場等の施設の使用（施設を使用する際の配置想定については、別表のとおり。）
- (3) 霊柩自動車等による遺体の搬送
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により行うことが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第4条 乙は、甲の口頭又は要請書の指示に従い、第2条に規定する業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、協力をした要請業務の実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは請求書を受理した日から30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議
して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、広域応援体制及び情報受伝達体制の整
備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部 民生部防疫医療班長
(市民保健課健康づくり係長)、乙にあつては 常務取締役 高橋知己とする。

(職員の同乗等)

第12条 甲は、必要に応じ、乙の遺体搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、
乙も必要に応じ、搬送業務を実施するときには、甲に対し甲の職員の同乗を要請することがで
きるものとする。

(協力事業者の表示)

第13条 甲は、乙に対し協力を要請したときは、災害活動協力事業者であることが認識できる表
示マークを交付するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議
して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了1月前
までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するもの
とし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有
する。

平成29年 3 月 1 日

(甲) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番18号
下田市長

(乙) 静岡県下田市高馬153番地の9
(株)栄協
代表取締役

災害時における協力に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と（株）たかはし（以下「乙」という。）とは、本市内に地震、津波、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合における、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の安置に必要な遺体措置技術の提供及び葬儀式場等の施設の使用（施設を使用する際の配置想定については、別表のとおり。）
- (3) 霊柩自動車等による遺体の搬送
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により行うことが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第4条 乙は、甲の口頭又は要請書の指示に従い、第2条に規定する業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、協力をした要請業務の実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは請求書を受理した日から30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議
して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、広域応援体制及び情報受伝達体制の整
備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部 民生部防疫医療班長
(市民保健課健康づくり係長)、乙にあつては 代表取締役 高橋旭とする。

(職員の同乗等)

第12条 甲は、必要に応じ、乙の遺体搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、
乙も必要に応じ、搬送業務を実施するときには、甲に対し甲の職員の同乗を要請することがで
きるものとする。

(協力事業者の表示)

第13条 甲は、乙に対し協力を要請したときは、災害活動協力事業者であることが認識できる表
示マークを交付するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議
して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了1月前
までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するもの
とし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有
する。

平成29年3月1日

(甲) 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

(乙) 静岡県下田市二丁目11番8号
(株)たかはし
代表取締役

災害時における協力に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と伊豆太陽農業協同組合（以下「乙」という。）とは、本市内に地震、津波、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合における、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の安置に必要な遺体措置技術の提供及び葬儀式場等の施設の使用（施設を使用する際の配置想定については、別表のとおり。）
- (3) 霊柩自動車等による遺体の搬送
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により行うことが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第4条 乙は、甲の口頭又は要請書の指示に従い、第2条に規定する業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、協力をした要請業務の実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは請求書を受理した日から30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議
して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、広域応援体制及び情報受伝達体制の整
備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部 民生部防疫医療班長
(市民保健課健康づくり係長)、乙にあつては 代表取締役 高橋旭とする。

(職員の同乗等)

第12条 甲は、必要に応じ、乙の遺体搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、
乙も必要に応じ、搬送業務を実施するときには、甲に対し甲の職員の同乗を要請することがで
きるものとする。

(協力事業者の表示)

第13条 甲は、乙に対し協力を要請したときは、災害活動協力事業者であることが認識できる表
示マークを交付するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議
して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了1月前
までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するもの
とし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有
する。

平成30年10月23日

(甲) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番18号
下田市長

(乙) 静岡県下田市東本郷一丁目12番 8 号
伊豆太陽農業協同組合
組合長

年 月 日

様

下田市長 印

災害時における協力要請書

災害時における協力に関する下田市と との協定に基づいて、
次のとおり協力を要請します。

連 絡 先	電 話
口頭、電話等による連絡の日時	平成 年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容 (内 訳)	
要 請 期 間	
摘 要	

年 月 日

下田市長 様

印

災害時における要請業務実施報告書

災害時における協力に関する下田市と との協定に基づいて、
次のとおり要請業務を実施したことを報告いたします。

連 絡 先	電 話
要 請 業 務 内 容 (内 訳)	
使用資機材・消耗品	
使 用 日 数 使 室	年 月 日から 年 月 日までの間 室 年 月 日から 年 月 日までの間 室
従 事 日 数 走 行 距 離	年 月 日から 年 月 日までの間 日数 日 距離 km
搬 送 回 数 搬 送 人 数	回数 回 人数 人
そ の 他	
適 要	

※添付書類 実績内訳書

災害救援用毛布に関する覚書

日本赤十字社静岡県支部長を甲（以下「甲」という。）とし、市長、町村長を乙（以下「乙」という。）として、赤十字災害救援用毛布（以下「毛布」という。）の備蓄・引き渡しについて次のとおり覚書を交換する。

但し、災害救援品等交付要綱（昭和 60 年 4 月 1 日実施による日本赤十字社静岡県支部要綱）に基づき交付する救援品の扱いは、この覚書は適用しない。

1. 伊豆半島地域の住民に対し、地震、風水害等の大災害により被災された住民に対して毛布を備蓄する。
2. 毛布の備蓄については、甲が行い、保管管理については、乙が行うものとする。なお、災害により倉庫が滅失した場合毛布の損失については、この限りではない。
3. 毛布の引き渡しについては、甲乙は協議を行い、甲の要請に基づき乙は毛布の引き渡しを行うものとし、被災市町村は毛布の引き取りを行うものとする。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 4 年 6 月 8 日

（甲） 日本赤十字社静岡県支部長

（乙） 静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

覚書に基づく2の備蓄については、下記の数量とする

記

赤十字災害救援用毛布 1,000 枚

- 配布した毛布の補充は甲が行う。
- 配布先（被災地）の市、町村の連絡等手続きは甲が行う
- 甲の要請により引き渡した数量等について、乙は別紙様式で甲に報告する

(別紙様式)

第 号
平成 年 月 日

日本赤十字社静岡県支部長 殿

印

災害救援用毛布引き渡しについて（報告）

平成 年 月 日の災害（風水害、地震）により下記のとおり引き渡しましたので報告します。

記

配布先

毛 布

枚

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

下田市、東伊豆町、河津町及び南伊豆町（以下「甲」という。）と社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部賀茂地区会（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、下田市、東伊豆町、河津町及び南伊豆町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資調達の協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は第1条の要請を受けたときは、社団法人静岡県プロパンガス協会の会員である業者（以下「丙」という。）のあっせん等可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙のあっせんを受けた丙は甲の指示に従い、保有する物資の調達に可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に調達の協力を要請する物資は、下記に掲げる物のうち、乙の協会に加盟する丙が保有する物資とする。

- (1) LPガス及びガス供給機器
- (2) その他甲が指定する物資

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として甲・丙協議して定める。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲が引き取った物資の代金は、引取り後支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成12年12月27日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。ただし、乙が第4条に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成12年12月27日

(甲) 下田市長
東伊豆町長
河津町長
南伊豆町長

(乙) 社団法人 静岡県プロパンガス協会
東部支部賀茂地区長

災害時における支援協力に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷要請書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年8月29日

甲：静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙：静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類 菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、常備薬 救急セット、防水シート</p>

災害時における飲料供給に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、甲において地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下「災害時」という。）における、乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

第2条（災害時における飲料供給及び要請方法）

甲は、災害時に飲料供給の要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

- 2 乙は、前項のとおり甲から要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。
- 3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第3条（飲料供給の範囲及び数量）

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

第4条（飲料の運搬、引渡）

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

第5条（費用）

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条（連絡窓口）

この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。また、変更時には双方すみやかに連絡するものとする。

第7条（有効期間）

この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第8条（協議）

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年11月25日

甲 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市市長

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

飲料供給要請書

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 様

下田市長

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第3条第3項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

供給可能数量報告書

下田市長

様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時（納入日時）	平成 年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

災害時における救援物資提供に関する覚書

下田市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 下市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。なお、機内在庫の配布については甲の職員が行うものとする。

【地域貢献型自動販売機設置場所】

住所	施設名称
静岡県下田市東本郷1-5-18	下田市役所
静岡県下田市敷根757	下田市敷根公園グラウンド

（申請の手続き）

第3条 甲は、この覚書による要請を行う時は、救援物提供要請（様式1）をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この覚書の有効期間は、平成24年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出をするものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

乙 静岡県賀茂郡河津町沢田 32
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
O T C 静岡販売部
伊豆南支店長

備蓄用飲料に関する覚書

下田市役所（以下「甲」という。）とイー・ドリンク株式会社（以下「乙」という。）は、乙の甲に対する備蓄用飲料の提供に関して下記の通り覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、乙が甲に備蓄用飲料を提供し、甲が当該飲料を備蓄することにより、災害時に甲の従業員および地域住民の災害救援物資として使用することを目的とする。

（備蓄用飲料）

第2条 乙が甲に提供する備蓄用飲料は、下記の通りとする。

備蓄用飲料：（商品名）Pミウ480 （容量）180ml

2 乙は甲に対し、前項の備蓄用飲料30ケースを無償提供する。

（納入）

第3条 乙は備蓄用飲料を提供する際、甲の指定する場所に納入するものとし、甲は納入確認後、乙指定の納入書類に受領印を押印するものとする。

（維持管理）

第4条 甲は自らの責任において、乙より提供された備蓄用飲料の賞味期限の管理等、維持管理を行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第5条 甲は、災害等で使用する場合を除き、第1条の目的に反して備蓄用飲料を甲の従業員又は第三者に譲渡、贈与、販売等をしてはならないものとする。

（代替品）

第6条 甲は乙に対し、第4条の義務を遂行する上で備蓄用飲料の賞味期限満了日の1ヶ月前から、代替品の要請を行うことができるものとし、乙は承諾後、代替品を納入するものとする。

なお、甲は代替品の納入後、従前の備蓄用飲料を甲の責任において適切に処分するものとする。

2 甲は、第1条の目的のために備蓄用飲料を使用した場合、乙に対し代替品の要請を行うことができるものとし、乙は承諾後、代替品を納入するものとする。

3 乙は、理由の如何によらず、代替品を第2条に記載の備蓄用飲料と概ね同じ程度の飲料とすることができる。

4 甲および乙は、代替品の取扱いについても、第1条、第3条、第4条および第5条を遵守するものとする。

(期間)

第7条 本覚書の有効期間は、2010年3月1日～2011年2月28日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙ともに異議がない場合は、本覚書は1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲および乙は、本覚書が有効期間中といえども、相手方に対して解除する1ヶ月前までに通知することにより、本覚書を解除することができるものとする。

3 本条第1項により本覚書の有効期間が更新された場合、備蓄用飲料は新たに納入せず、第6条をもって運用するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に定めなき事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議し解決を図るものとする。

本覚書の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2010年3月1日

甲 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

乙 東京都港区芝三丁目8番2号 芝公園ファーストビル
イー・ドリンコ株式会社
代表取締役社長

災害時における、生活物資及びその他応急措置に必要な物資の供給等支援に関する協定書

(目的)

第1条 下田市（以下「甲」という。）と株式会社セイジョー（以下「乙」という。）は、大規模地震災害等、それに伴う津波や火災等が発生した又は発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）、相互に協力し災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活物資及びその他応急措置に必要な物資等（以下「災害時緊急対策物資」という。）の支援に関する協定を次の通り締結するものとする。

(支援事項の発動)

第2条 本協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、災害対策本部が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(要請)

第3条 災害時において災害時緊急対策物資を必要とするときは、甲は乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡体制について支障をきたさないため、常に点検、改善に努めることとする。

(物資供給等の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、デイリーケアセイジョー伊豆下田店にある災害時緊急対策物資について、可能な範囲で甲に無償提供を行うものとする。

2 乙は甲の要請に応じ、災害時緊急対策物資とは別途、乙の本社からもできる限りの支援を行うよう努力するものとする。

(災害時緊急対策物資)

第5条 甲が乙に要請する「災害時緊急対策物資」の内容は、応急措置に必要な物資を始めとして、生活必需品及び食料品等より甲乙協議の上で別途選定するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定により定めた以外の災害時緊急対策物資の要請があった時は、可能な範囲で甲に無償提供を行うものとする。

(運搬)

第6条 災害時緊急対策物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。但し、甲は必要に応じ乙に対して運搬の支援を求めることができる。

(有効期間)

第7条 本協定は、協定締結の日から発効、「平成25年3月31日」までを有効期間とし、協定書の更新は甲乙協議の上で決定するものとする。

(改定)

第8条 甲と乙は、協議の上、本協定を改定することができるものとする。

(雑則)

第9条 本協定に定めがない事項は、甲乙が協議して別途定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月11日

甲 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
静岡県下田市長

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6
イノテックビル6階
株式会社セイジョー
代表取締役社長

災害時における石油製品等の供給に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）とサガミシード株式会社（以下「乙」という。）は、風水害、地震等災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）甲が行う災害対策活動について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た石油製品等の供給に関する情報の提供、甲が運用する車両・船舶に必要とする石油製品等の優先供給により、甲が行う災害対策活動を支援することを目的とする。

（石油製品等の供給に関する情報の提供に係る要請）

第2条 甲は、災害対策活動を実施する上で必要と認めるときは、乙に対して石油製品等の供給に関する情報の提供を要請する。

（石油製品等の供給に係る要請）

第3条 甲は、災害時において災害対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙に対して石油製品等の供給を要請する。

- (1) 状況及び要請する事項
- (2) 必要な石油製品等の種類、数量
- (3) その他必要事項

2 前項の要請は、事後、必要に応じて文書等により双方で確認するものとする。

（石油製品等の供給に関する情報及び供給）

第4条 乙は、第2条、第3条の規定により要請がなされた場合には、可能な範囲での情報の提供、又は石油製品等の要求を甲に対して行うものとする。

2 乙は、石油製品等の供給を行った場合は、甲に対して前条第1項第2号に掲げる事項について速やかに書面により通知するものとする。

（平素の協力）

第5条 甲および乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（代価）

第6条 乙が甲に供給する石油製品等の価格は、市場価格に添った適正な価格を基礎として算出するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定の締結時から平成 年3月31日までとし、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙から何等の意思表示がない場合には、翌年度以降毎年4月1日をもってこの協定を更新したものとする。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項又は、疑義が生じた事項は、その都度甲乙双方が協議して決定するものとする。

平成24年6月1日

甲 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

乙 下田市2丁目6番14号
サガミシード株式会社
代表取締役

災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と 杉本工業株式会社（以下「乙」という。）は、風水害、地震災害などの自然災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が行う災害対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が経済産業省指定「災害時対応中核充填所」として、LPガス供給等をもって、甲が行う災害対策活動を支援することを目的とする。

（供給能力）

第2条 乙は、経済産業省指定「災害時対応中核充填所」として、次の設備を保有し、維持しなければならない。

- (1) LPガス発電設備
- (2) LPガス自動車
- (3) LPガス充填設備及びLPガス自動車充填設備
- (4) 衛生通信設備

2 乙は、上記の設備を使用し、電源喪失状態においてもLPガスの供給が出来るように、努めるものとする。

（LPガスの供給に係る要請等）

第3条 甲は、災害時に乙へLPガスの供給を要請し、乙は、その要請された数量を次の場所及び施設へ優先的に供給するように努めるものとする。

- (1) 下田市敷根地区（下田中学校、下田市民スポーツセンターを含む周辺施設）
- (2) 下田市立稲生沢小学校
- (3) 下田市立浜崎小学校

2 前項の優先供給箇所を変更するときは、甲乙事前協議の上、改定するものとする。

3 甲は、災害対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対してLPガスの供給に関する情報の提供を要請し、乙は、その要請された事項に関し、提供しうる限りの情報を提供するものとする。

（平素の協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害時に際し、この協定が効果的に運用されるよう、防災訓練等、平素から綿密な連絡調整に努めるものとする。

（代価）

第5条 乙が甲に供給するLPガスの価格は、市場価格に添った適正な価格を基礎として算出するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、協定終了1月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がない場合には、翌1年延長するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して決定するものとする。

平成25年11月13日

甲 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

乙 静岡県下田市六丁目37番44号
杉本工業株式会社
代表取締役

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社下田支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における応急対応に必要な機材（以下「機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じ、乙が機材の調達及び供給を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的により乙に対して機材の供給協力を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

（要請手続き等）

第3条 甲は、前条の規定により協力要請する場合は、レンタル機材供給協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、可能な範囲において機材のレンタルを実施するものとする。

（機材の範囲）

第4条 甲が乙に調達を要請する機材は、乙の業務の範囲内で調達及び供給ができる機材とする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、機材の調達及び供給を迅速かつ円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（機材の搬入等）

第6条 機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬及びレンタル期間終了後の機材の回収は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の指定により機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、第3条第2項の規定によるレンタルを実施したときは、当該業務の終了後速やかにレンタル機材供給実施報告書(様式第2号)により甲へ報告するものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、第3条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、レンタル機材供給の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告することとする。

3 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担及び支払い)

第9条 第3条第1項の規定により乙がレンタルした機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 業務の履行や支払い等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3箇月前までに、この協定の解除又は変更について甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号
下田市
下田市長

乙 静岡県下田市河内 582 番の 4
太陽建機レンタル株式会社 下田支店
支店長

レンタル機材供給協力要請書

第 号
年 月 日

太陽建機レンタル株式会社下田支店
支店長 様

下田市長 印

平成27年3月31日に締結した災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書に基づき、
下記のとおりレンタル機材供給の協力を要請します。

記

要請担当者（職・氏名）	
電話等による要請の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
要請機材及び数量	
レンタル期間	年 月 日から 年 月 日まで
機材搬入先	
搬入先までの状況 （道路状況等）	
備 考	

レンタル機材供給実施報告書

年 月 日

下田市長

印

太陽建機レンタル株式会社下田支店
支店長 印

平成27年3月31日に締結した災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおりレンタル機材供給を実施したので報告します。

記

要請書の番号及び日付	年 月 日付 第 号
要請担当者（職・氏名）	
供給機材及び数量	
レンタル期間	年 月 日から 年 月 日まで
機材回収日	年 月 日
費用額 (供給機材等が複数の場合は、 内訳書を添付)	レンタル費用 円 運搬費用 円
備考	

災害時における施設利用の協力に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と株式会社テクノワン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、その発生が想定されている東海地震又は南海トラフ地震が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画、下田市地域防災計画等に基づく災害時に必要となる食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）の集積所（以下「物資集積所」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（物資集積所）

第2条 この協定における物資集積所とは、救援のための物資の受入、仕分整理、配送をするための施設とする。

（応援の内容）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地	下田市箕作 495
施設名	株式会社テクノワン 資材倉庫

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を物資集積所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（要請手続）

第5条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、下田市災害対策本部の経済部長名により、当該施設の管理監督者に対して行う。この場合において、要請は口頭の方法によることを原則とする。

2 前項の目的を達するため、甲乙協議は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（受諾）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲内で受託するよう努めるものとする。

（協力体制）

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、乙はその内容を甲に報告するものとする。

3 甲は、本協定の遂行に関して乙から要望があった場合は、可能な範囲内で実現するよう努めなければならない。

(発災時の対応)

第8条 乙は、災害時において速やかに、物資集積所としての機能を果せるよう施設の開錠、施設内の整理などの開設に必要な措置を講じるとともに、その後の運営についても協力するものとする。

2 前項の場合において、物資集積所の開設までの期間は、発災から3日以内とする。

3 前2項の措置に伴う損害及び費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その範囲内で甲が負担する。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 本協定の対象施設の所在地は伊豆縦貫自動車道の整備予定地に隣接しているため、事業計画により整備区域に該当した場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに終了する。この場合において、終了に係り乙に損害が発生したときは、甲乙協議の上その負担について決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市
下田市長

静岡県下田市二丁目2番34号
株式会社テクノワン
代表取締役

災害時における物資拠点の開設等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）、下田市（以下「乙」という。）及び株式会社 テクノワン（以下「丙」という。）は、賀茂振興局の管内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が救援物資その他緊急を要する物資（以下「災害救助用物資等」という。）の荷捌き及び輸送等にかかる作業の拠点（以下「物資拠点」という。）として丙の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が丙の施設を物資拠点として使用するために必要となる事項を定めることにより、災害時における災害救助用物資等の荷捌き及び輸送等に係る作業を円滑に行うことを目的とする。

（開設）

第2条 甲及び乙は、災害時において物資拠点を設置する必要があると認めるときは、丙に対し、次に掲げる施設の使用許可を要請することができる。

施設名	所在地
株式会社テクノワン 資材倉庫	下田市箕作 495

2 前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 丙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、甲及び乙に対し災害により生じた施設の被害状況その他必要な情報を広告するとともに、施設の使用について他の使用者に優先して許可するものとする。

（開設期間等）

第3条 物資拠点の開設期間は、原則として30日以内とする。ただし、必要により、甲、乙及び丙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 物資拠点における作業可能時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、災害による被害又は交通事情等の影響により、作業に遅延が発生した場合その他特別の理由がある場合にあっては、時間外においても作業を行うことができるものとする。

（運営）

第4条 甲及び乙は、物資拠点において荷捌き及び輸送等に係る作業を共同で行うものとする。

2 甲及び乙は、物資拠点の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、定期的に丙に対して現状報告等を行い、丙との情報共有を図るものとする。

3 甲及び乙は、施設管理その他物資拠点の運営に必要な事項について、丙に協力を要請することができるものとする。

(閉鎖)

第5条 甲及び乙は、物資拠点を開鎖したときは、直ちに使用した施設を原状に回復しなければならない。

(使用料の額)

第6条 甲及び乙が負担する施設の使用料の額は、丙が定める使用料その他の料金を基準として、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

(使用料の請求)

第7条 丙は、前条に規定する使用料について、各月の使用が完了した後、当該月分として甲に請求するものとする。

(使用料の支払)

第8条 甲は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに丙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

2 甲は、前条の規定による支払が完了したときは、甲、乙協議の上、乙が負担すべき使用料に相当する額を決定し、当該額を乙に請求するものとする。

3 乙は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに甲に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 この協定に基づく物資拠点の開設に伴い、損害賠償その他の問題が生じた場合には、甲、乙及び丙は、協力してその解決に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲、乙及び丙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様に扱うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 30 年 3 月 6 日

甲 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事

乙 下田市東本郷 1 - 5 - 18
下田市長

丙 下田市 2 丁目 2 番 34 号
株式会社 テクノワン
代表取締役

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部又は大規模地震対策特別措置法第18条第4項に基づく地震災害警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置若しくは災害対策本部等の本部運営訓練（以下「本部運営訓練」という。）を実施したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、下田市全域を収録した株式会社ゼンリン東海の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、下田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

- 1 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

- 1 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

- 1 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部等を設置又は本部運営訓練を実施したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部等設置又は本部運営訓練実施期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を

保有する。

平成 28 年 7 月 28 日

- (甲) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号
下田市長

- (乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13
株式会社ゼンリン
神奈川・静岡エリア統括部
部長
上記代理人
静岡県駿東郡清水町伏見 614-11
株式会社ゼンリン東海
代表取締役社長

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

- 1 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
- 2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

- 1 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

災害時における応急対策業務に必要な石油類燃料の供給等に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と静岡県石油商業組合賀茂支部（以下「乙」という。）は、下田市地域防災計画に定める各災害における応急対策に係る業務に必要な石油類燃料の優先供給、情報提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害、津波災害、風水害、原子力災害及び大規模事故災害（以下「災害」という。）に対する甲の応急対策が円滑に実施されるために、乙が石油類燃料の供給に対して協力、支援することを目的とする。

（優先供給の要請等）

第2条 甲は、災害において応急対策に石油燃料を必要とするときは、石油類燃料の種類、数量並びに引渡しの日時及び場所を明示して、乙に対して優先供給の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請内容に対応可能な組合員の情報その他石油類燃料の供給に関する情報を、可能な限り甲に提供することとする。

3 第1項の要請及び前項の提供は、書面により行うことを基本とするが、緊急の用により書面によることが困難な場合は、口頭その他の方法により行うものとする。ただし、口頭により行った場合でも、後日、遅滞なく書面により行うものとする。

（優先供給）

第3条 甲は、前条第2項により情報提供のあった組合員の中から最適な者を選定し、優先供給の要請を行うことができるものとする。

（費用）

第4条 本協定に基づき供給された石油類燃料の対価及び運搬費用等の必要経費については、甲が負担するものとする。

2 乙は、災害発生時直前の市場価格等を基準とした甲の要請時の適正価格について、甲に可能な限り情報を提供するものとする。

3 第1項の対価及び必要経費の価格は、前項の情報を基に甲、乙協議して定めるものとする。

（価格高騰の防止）

第5条 乙は、災害時以降のスタンド給油における石油類燃料の価格高騰を防止するように努めるものとする。

（連絡、協力体制）

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑かつ効果的に活用されるように、常日頃から連絡調整を行い、常に連絡が可能な体制を整え、良好な体制の維持に努めるものとする。

2 乙は、自己の組合活動を通じ、組合員に対して日常的な防災危機意識の向上に努めることとし、甲は、そのことに関して乙に必要な協力をを行うこととする。

（資料の交換及び協議）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策、組織体制に関する資料その他災害の応急対策に必要と認める資料を交換し、情報共有に努めるも

のとする。この場合において、内容に変更等が生じた場合は、随時更新するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の目的に鑑み、協定内容や運用のあり方について、必要に応じて適宜協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、この協定の解除又は変更について甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年2月23日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙 静岡県下田市二丁目3番22号
静岡県石油商業組合賀茂支部
賀茂支部長

漁船による緊急輸送活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と下田市（以下「乙」という。）と下田市漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成8年3月22日条例第1号）第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であつて、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

（緊急輸送活動）

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

（活動報告）

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成10年12月28日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 10 年 12 月 28 日

- (甲) 静岡市追手町 9 番 6 号
静岡県知事
- (乙) 下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長
- (丙) 下田市外ヶ岡 11 番地
下田市漁業協同組合
代表理事組合長

漁業協同組合代表理事組合長 氏 名 様

静岡県知事 氏 名
(又は)
市町村長 氏 名

漁船による緊急輸送活動への従事の要請について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第2条第1項 により、
下記のとおり要請します。 第2条第2項

なお、輸送活動の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

1 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送物資	輸送物資数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

	輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者		人	(自) 月 日	地先から	
			(至) 月 日	地先まで	
輸送物			(自) 月 日	地先から	
			(至) 月 日	地先まで	

静岡県知事 氏名 様
(又は)
市町村長 氏名 様

漁業協同組合代表理事組合長 氏名 様

漁船による緊急輸送活動の実施状況の報告について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

1 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動

輸送活動期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日						

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送活動期日	輸送物資	輸送物資数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日							

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

	輸送活動期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
輸送者	月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
輸送者	月 日							

危険発生時等における船舶、船舶係留施設、その他の施設の使用に関する協定

下田市（以下「甲」という。）と下田ボートサービス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下田市内に市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「危機発生時等」という。）に協力を求める手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、危機発生時等において、救援物資・人員の輸送等、緊急輸送・救援機能の迅速かつ円滑な応急対策（以下「救援活動」という。）を行うため、乙所有の船舶、船舶係留施設及びその他の施設（以下「船舶等」という。）の使用について必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、必要な船舶等を優先的に使用させ、甲の行う救援活動に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 前項の規定による要請は、甲が乙に対しつぎに掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後に甲は文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者名
- (2) 要請した理由及び危機発生時等状況
- (3) 要請期間
- (4) 要請する船舶の隻数、船舶係留施設及びその他の施設
- (5) その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、その内容について口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後に文書を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に基づき協力要請した経費は甲が負担する。

（経費の決定）

第6条 甲が負担する経費の価格は、危機発生時等の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(雑則)

第9条 この協定に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(実施日)

第10条 この協定は、平成18年10月18日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月18日

甲 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙 下田市柿崎36番54号
下田ボートサービス株式会社
代表取締役

災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と静岡県タクシー協会賀茂支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における、乙に所属し、甲の区域内に本店、支店又は営業所等を置く事業所（以下「会員事業所」という。）が所有するLPガスを燃料とするタクシー車両による被災者等の避難輸送並びに甲の救助及び救護業務その他災害応急対策業務に従事する者の移送（以下「緊急輸送」という。）に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的により会員事業所に対して、緊急輸送の協力を要請することができる。この場合において、要請を受けた会員事業所は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

（要請手続き等）

第3条 甲は、前条の規定により協力要請する場合は、緊急輸送要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭、電子メールその他の方法により要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

2 会員事業所は、要請を受けたときはその要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

3 前項の場合において、緊急輸送を実施する車両には、甲が準備する緊急輸送を行っていることが識別できる表示を行うこととする。

（災害時の情報提供）

第4条 甲、乙及び会員事業所は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（業務報告）

第5条 会員事業所は、第3条第2項の規定による緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、緊急輸送の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告することとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、緊急輸送を実施する車両に係る燃料の充填に関し、経済産業省指定「災害時対応中核充填所」である杉本工業株式会社に協力を要請することとする。

(費用の負担及び支払い)

第7条 第2条の規定による要請により緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正運賃を基準として、第5条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務履行、支払い等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からその日の属する年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3箇月前までにこの協定の解除又は変更について甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市
下田市長

乙 静岡県伊東市八幡野1208番地95
静岡県タクシー協会賀茂支部
代表者 伊豆急東海タクシー株式会社
代表取締役社長

災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と株式会社栄協（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における、乙が所有するLPガスを燃料とするタクシー車両による被災者等の避難輸送並びに甲の救助及び救護業務その他災害応急対策業務に従事する者の移送（以下「緊急輸送」という。）に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的により乙に対して、緊急輸送の協力を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

（要請手続き等）

第3条 甲は、前条の規定により協力要請する場合は、緊急輸送要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭、電子メールその他の方法により要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときはその要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

3 前項の場合において、緊急輸送を実施する車両には、甲が準備する緊急輸送を行っていることが識別できる表示を行うこととする。

（災害時の情報提供）

第4条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条第2項の規定による緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、緊急輸送の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告することとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、緊急輸送を実施する車両に係る燃料の充填に関し、経済産業省指定「災害時対応中核充填所」である杉本工業株式会社に協力を要請することとする。

（費用の負担及び支払い）

第7条 第2条の規定による要請により緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正運賃を基準として、第5条の規定に

よる報告に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務履行、支払い等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からその日の属する年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3箇月前までにこの協定の解除又は変更について甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市
下田市長

乙 静岡県下田市高馬153番地9
株式会社栄協
代表取締役社長

緊急輸送協力要請書

第 号
年 月 日

様

下田市長 印

平成 27 年 3 月 19 日に締結した災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送の協力を要請します。

記

要請担当者（職・氏名）	
電話等による要請の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
要 請 内 容	
輸送人数及び要請台数	人 台
輸 送 区 間	乗車場所： 降車場所：
輸送区間の状況 （道路状況等）	
履 行 の 期 日	年 月 日
備 考	

緊急輸送実施報告書

年 月 日

下田市長 様

印

平成27年3月19日に締結した災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送を実施したので報告します。

記

要請書の番号及び日付	年 月 日付 第 号
要請担当者（職・氏名）	
要 請 内 容	
輸送人数及び運行台数	人 台
輸 送 経 路	乗車場所： （経由地 ） 降車場所： 走行距離： k m 運賃： 円
運 転 手 氏 名	
実 施 車 両 番 号	
履 行 日	年 月 日
備 考	

災害非常無線通信の協力に関する協定

下田市と下田市アマチュア無線非常通信協力会（以下「協力会」という。）の間に、次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合の非常通信について、下田市が協力会に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 下田市長（以下「市長」という。）は、下田市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について協力会の協力を必要とするときは、協力会に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手續）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續きは、下田市総務課長が担当する。ただし、状況により消防長が担当することができる。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、下田市総務課長が指定する無線局の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の協力会の会員に人身事故が発生した補償は、下田市消防団員等公務災害補償条例（昭和39年下田市条例第34号）の規定による。

（報告）

第6条 協力会の会長（以下「会長」という。）は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに別に定める様式により、市長に報告する。

（協力委嘱状の発行）

第7条 市長は、協力会に加入する会員に対し、協力委嘱状を発行するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、市長と会長とが協議して定める。

第9条 この協定は、平成11年1月21日から効力を発生する。なお、昭和52年6月1日下田市長青木義男と非常通信協力会会長山本忠男との間に締結した災害非常無線通信の協力に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証明するために協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年1月21日

下田市
下田市長

下田市アマチュア無線非常通信協力会
会長

下田市防災行政無線の使用に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、電力供給にかかわる大規模事故が発生した場合、及び需給のひっ迫などによる広範囲にわたる停電のお知らせ、並びに電力需給の急増による節電のお願いの実施における、下田市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（通報の依頼等）

第1条 乙は、電力供給に係わる大規模事故が発生した場合、及び需給のひっ迫などによる広範囲にわたる停電のお知らせ、並びに電力需給の急増による節電のお願いについて、市民に対し独自に速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、防災無線による通報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により乙から依頼を受けたときは、防災無線を活用し、別記広報文例により、市民に対して通報を行うものとする。この場合において、甲は、連絡責任者不在時においても代務者等の判断により速やかに通報を行うものとする。

（通報依頼内容等）

第2条 乙は、前条第1項の通報を甲に依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 通報依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故の原因（判明している場合）
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに甲に連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 21 年 3 月 27 日

(甲) 静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

(乙) 伊豆の国市大仁 413 番地
東京電力株式会社 伊豆支社
支社長

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

下田市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その使命を「別紙1の1」、「別紙1の2」に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の双方で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な運営が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験、防災訓練及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保管する。

平成 26 年 2 月 12 日

(甲) 下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市役所
下田市長

(乙) 静岡市葵区城東町 5 番 1 号
西日本電信電話株式会社 静岡支店
支店長

情報管理責任者（変更）通知書

平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社
静岡支店 支店長
様

下田市長 印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者(正)及び(副)を下記の通り通知いたします。

避難所名等	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
別紙3	(正)	TEL FAX E - Mail
	(副)	同 上

情報管理責任者（変更）通知書

平成 年 月 日

下田市長 様

西日本電信電話株式会社
静岡支店
支店長 印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者(正)及び(副)を下記の通り通知いたします。

避難所名等	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
別紙3	(正)	TEL FAX E - Mail
	(副)	同 上

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. NTT西日本による回線試験	①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
II. 下田市様による通話試験	①各避難所にて、モジュラージャックに電話を接続し、下田市内の部署等に電話をかけ、正常に通話できるかの確認を実施します。
	②通話ができないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡願います。

市町	No.	設置場所	特設公衆電話数
下田市	1	旭洞院	1
	2	稲梓基幹集落センター	1
	3	稲梓小学校	1
	4	稲梓中学校	1
	5	稲生沢小学校	1
	6	稲生沢中学校	1
	7	下大沢区集荷所	1
	8	下田高校	1
	9	下田小学校	1
	10	下田中学校	2
	11	朝日小学校	1
	12	下田東中学校	1
	13	加増野ポーレポーレ	1
	14	観音寺	1
	15	向陽院	1
	16	市民スポーツセンター	2
	17	諏訪神社（横川）	1
	18	諏訪神社（河内）	1
	19	大賀茂小学校	1
	20	田牛青少年海の家	1
	21	白浜小学校	1
	22	八木山公民館	1
	23	浜崎小学校	1
	24	敷根公園（市営プール内）	1
	25	宝徳院	1
	26	北湯ヶ野公民館	1
	27	上大沢集会所	1
	合計		29

災害時における非常災害放送に関する協定書

下田市長と静岡エフエム放送株式会社（以下「静岡エフエム」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に基づき、災害時における非常災害放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下田市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常災害放送を通じて人命の救助、災害の救援及び交通通信の確保を図り、市民及び市を通過する市外者等の安全の確保及び適切な災害対処に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 非常災害とは、地震、台風、洪水、雪害、火山、大規模な火災及びその他非常事態が発生し又は発生するおそれがある状態をいう。
- 2 非常災害放送とは、前条の目的を達成するため、下田市長の要請に基づき静岡エフエムが必要であると認めるとき、静岡エフエムが他の放送に優先して行う放送をいう。

（放送の要請及び運用）

第3条 下田市長による非常災害放送の要請及び静岡エフエムによる運用は、次の各号に定める手順により行うものとする。

- 1 静岡エフエムの生放送時間
 - (1) 下田市長は、電話又はファックス等により、静岡エフエムが運用するスタジオあてに非常災害放送である旨を明確にして、概要を連絡する。
 - (2) 静岡エフエムは、非常災害放送の要請を受けた後、その内容を下田市長に確認し、非常災害放送であると判断した場合において、他の放送より優先してこれを放送しなければならない。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。
 - (3) 静岡エフエムは、下田市長から要請のあった非常災害放送の内容が非常災害放送ではないと判断した場合には、この限りではない。
- 2 静岡エフエムの放送時間以外又は特別な事情によりスタジオ等が無人となる時間
 - (1) 下田市長は、ファックス及びメール等により、静岡エフエムが運用するスタジオあてに非常災害放送である旨を明確にして、概要を連絡する。
 - (2) 静岡エフエムは、出社した社員がその内容を下田市長に確認し、非常災害放送であると判断した場合は、他の放送より優先してこれを放送しなければならない。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。
 - (3) 静岡エフエムは、下田市長から要請のあった非常災害放送の内容が非常災害放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(要請の概要)

第4条 下田市長は、静岡エフエムに対して非常災害放送を要請する場合には、次に掲げる概要を明らかにしなければならない。

- 1 非常災害の内容
- 2 要請の理由
- 3 放送事項
- 4 希望する放送日時
- 5 その他必要な事項

(連絡責任者)

第5条 前2条に掲げる放送要請に関する迅速かつ確実な伝達手段を確保するため、下田市防災監と静岡エフエム・業務推進本部長を連絡責任者とする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、下田市長と静岡エフエムが協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年8月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月1日

下田市長

静岡エフエム放送株式会社
代表取締役社長

災害時におけるケーブルテレビ放送等の要請に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）、下田有線テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）及び小林テレビ設備有限会社（以下「丙」という。）は、地震災害、津波災害、風水害その他の災害及び武力攻撃事態その他の非常事態（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるケーブルテレビ放送及びIP放送その他の一般放送とは異なる放送（以下「放送等」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「特措法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙及び丙に放送等を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送等の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、災対法第57条の規定に基づき乙及び丙に放送等を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が特措法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、特措法第20条の規定に基づき、乙及び丙に対し放送等を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項に定めるもののほか、甲は、災害の被害軽減対策又は応急対策を実施する上で、放送等以外に有効な通信又は伝達手段が取り得ない場合は、乙及び丙に対し放送等を求めることができる。

（要請手続き等）

第3条 甲は、前条の規定により協力要請をする場合は、災害時放送等協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、可能な範囲において放送等を実施するものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲、乙及び丙は、放送等を迅速かつ円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害時の放送等以外に防災に関する啓発活動等を行う場合又は災害時の放送等の準備として関係する情報の放送等を行う場合は、甲に対し必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、甲は、正当な理由がある場合を除き、求めに応じるものとする。

（放送の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送等の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送等を行うものとする。

2 乙及び丙は、次に掲げる緊急度の高い情報に関しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、放送等を実施するものとする。

- (1) 市民に避難等の危機回避行動を求める情報
- (2) 市民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがある災害に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、危機管理上、迅速な広報等を必要とすると判断した情報

(連絡責任者等)

第7条 災害時における放送等を迅速かつ円滑に実施するため、甲、乙及び丙に連絡責任者を置くものとする。

2 各者において、連絡責任者を置いた場合又は変更した場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて各連絡責任者と連絡会議を行うものとする。この場合において、連絡責任者が連絡会議に出席できないときは、代理者の出席を認めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からその日の属する年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3箇月前までに、この協定の解除又は変更について甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年4月7日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市
下田市長

乙 静岡県下田市東本郷二丁目11番8号
下田有線テレビ放送株式会社
代表取締役社長

丙 静岡県下田市一丁目2番23号
小林テレビ設備有限会社
代表取締役

災害時放送等協力要請書

第 号
年 月 日

様

下田市長

印

平成 27 年 4 月 7 日に締結した災害時におけるケーブルテレビ放送等の要請に関する協定書に基づき、下記のとおり災害時放送等の協力を要請します。

記

要請担当者（職・氏名）	
電話等による要請の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
要 請 理 由	
放 送 等 の 内 容	
備 考 （放送等に当たり伝達が 必要な事項など）	

災害に係る情報発信等に関する協定

下田市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、下田市内に地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害（以下総称して「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、下田市内の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は、次に掲げるもののうち、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について、両者の合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページに関し、災害時のアクセス負荷軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲は市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲は市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲は災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲は市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙は、乙の提供するブログサービスにおいて、甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲は、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成するときは、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に規定する甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、本協定の目的を達成するため、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

(本協定の公表)

第5条 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年12月7日

甲：静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

地域貢献型電柱看板に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社沼津総支社（以下「乙」という。）及び東海広業株式会社（以下「丙」という。）は、下田市内における地域貢献型電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下田市内に看板を掲出することにより、市民等に対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している電柱広告事業において、地元企業等が利用する電柱広告（巻広告）に、地域の公共的な情報と提供企業名とを併せて掲載する広告をいう。
- (2) 公共的な情報 甲が定める防災・防犯や公共施設・観光名所案内などをいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する地元企業等をいう。

（情報提供）

第3条 甲は、看板掲出のために必要な情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行う。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に履行する。

- (1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第5条及び第6条に基づき看板の掲出を行い、必要な維持管理を行うこと。
- (2) 看板の掲出状況について、甲の求めに応じ報告を行うこと。
- (3) 公共的な情報の変更などにより、看板の表示内容に変更が生じた場合は、甲との協議により必要な処置を講じること。
- (4) 看板の新規掲出があるときは、甲と事前協議を行うこと。

（看板の仕様及び掲出）

第5条 看板に記載する公共的な情報は、甲の指導により、乙及び丙は広告主と協議する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、乙及び丙は広告受注又は公共的な情報の表示を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの
- (4) 個人的宣伝に類するもの

- (5) 社会問題に関する主義主張
- (6) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (8) その他、不相当であると甲が認めるもの

(費用)

第6条 看板の掲出にあたり、必要な費用は広告主、乙及び丙が負担し、甲はその一切を負担しない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議し、決定する。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月30日

甲 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市
下田市長

乙 沼津市緑ヶ丘5番地の29
東電タウンプランニング株式会社 沼津総支社
総支社長

丙 静岡市葵区鷹匠1丁目5番8号
東海広業株式会社
取締役社長

災害救助に必要な資機材の調達及び人員の出動に関する協定書

下田市長（以下「甲」という。）と下田市指定水道工事人協同組合長（以下「乙」という。）とは、地震、水害（以下「災害」という。）により被害を受けた場合における水道資機材（以下「資機材」という。）の調達及び人員の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生又は発生する恐れがある場合において、資機材及び人員を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給及び人員の出動を要請することができる。

（調達資機材の範囲）

第2条 甲が乙に、供給を要請する資機材は、次に掲げるもののうち乙が保有する資機材とする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他甲が指定する資機材

（出動人員の範囲）

第3条 乙は、甲の要請に基づき組合員の中より必要数の人員を出動させるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交わすものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ第5条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（労働災害等）

第6条 乙は、出動人員の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

2 出動人員の作業時の負傷、疾病、又は死亡については乙の負担とする。

3 出動人員の作業により生じた事故等により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(価格)

第7条 資機材の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

(引渡し)

第8条 資機材の引渡し場所及び稼働場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資機材を確認するものとする。

(代金の支払い)

第9条 出勤人員及び資機材の代金は、速やかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の資機材の保有数量を甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもってその協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印し各自その1通を保有する。

平成17年10月1日

甲 静岡県下田市東本郷1-5-18
下田市長

乙 下田市落合字右内平575番地
下田市指定水道工事人協同組合
理事長

〈別 表〉

分類名	番号	分類名	例示
事業用機械器具類	1	電気機械器具類	電動ピック、電気ドリル、その他
	2	照明器具類	投光機、懐中電灯、発電機、その他
	4	工作用機械器具類	電動ネジ切り機、鉄管切断機、その他
	5	試験機類	水圧試験機
	6	動力利用機械器具類	発電機、コンプレッサー
測定計器類	7	測量機械器具類	平板測量機、水平器、巻尺、視標
光学機械器具類	8	写真機及び用具類	カメラ
工具類	9	建設用工具類	土木工具、大工工具、左官工具
車両類	10	車両類	普通トラック、軽トラック、クレーン車、 土工用機械、その他
資材類	11	配水管類	塩ビ管、その他
	12	継手類	H I ソケット、H I エルボ、H I チーズ、 その他
	13	水栓類	自在水栓、立水栓、ホース水栓、その他
	14	弁類	ストップバルブ、スリースバルブ、ボール バルブ

災害時における応急対策業務に関する協定書

下田市長（以下「甲」という。）と下田市建設業組合長（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、治山、漁港、下水道、公園等の施設（以下「公共土木施設等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、下田市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく下田市災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる組合員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量をとりまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域・被災情報収集区域）

第4条 災害応急対策区域・被災情報収集区域は下田市内とする。

（被災状況の報告）

第5条 協力者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施工者）

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、協力者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定することができる。ただし、甲が必要と認める場合は、協力者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交わすものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設等の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施行に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定への協力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 15 年 10 月 1 日

(甲) 下田市長

(乙) 下田市建設業組合
組合長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、認定調査に必要な知識を提供するため、年1回研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（守秘義務）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30 日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年10月31日

(甲) 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

東伊豆町稲取3354番地
東伊豆町長

河津町田中212番地の2
河津町長

南伊豆町下賀茂328番地の2
南伊豆町長

松崎町宮内301番地の1
松崎町長

西伊豆町仁科401番地の1
西伊豆町長

(乙) 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号
静岡県土地家屋調査士会
会長

下水道処理施設における災害時緊急復旧支援に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と三機工業株式会社（以下「乙」という。）及び三機環境サービス株式会社（以下「丙」という。）とは、地震、風水害等、（以下「災害」という。）の発生により、甲の所管する下水道処理施設（下田浄化センター、武ガ浜ポンプ場、須崎ポンプ場、柿崎ポンプ場及びマンホールポンプ施設とし、以下「施設」という。）が被災したときに行う緊急的な復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は乙及び丙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害の発生により被災した施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙及び丙に対し災害の発生により施設が被災し、緊急に対処しなければ施設の維持管理に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、その復旧支援を要請することができるものとする。乙及び丙は、その要請に際し、相当な理由がない限り拒むことができないものとし、速やかに着手するものとする。

2 支援要請は、支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、電話等の通信手段によることができるものとする。この場合、甲は乙及び丙に対し、後日速やかに支援要請書を交付するものとする。

（協力業務）

第3条 この協定に基づき協力できる範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 施設における故障、不具合の調査及び応急的復旧処置。
- (2) その他甲、乙及び丙間で協議し必要となる業務

（状況報告）

第4条 乙及び丙は前条の規定により実施した業務の状況について適宜、甲に報告するものとする。

（費用）

第5条 この協定に基づき甲が乙及び丙に要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（請負契約の締結）

第6条 乙及び丙は、請負契約の根拠とするため、第3条に定める業務内容が判定できる写真、その他費用算定の根拠となる資料等を甲に提出する。

2 甲は乙及び丙から前項の資料をもとに業務に要した費用を算出し、随意契約を締結する。

(協定期間)

第7条 この協定期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の20日前までに、甲、乙又は丙いずれからも申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙間で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成26年11月25日

(甲) 静岡県下田市長

(乙) 東京都中央区明石町8番1号
三機工業株式会社
代表取締役社長執行役員

(丙) 東京都中央区明石町8番1号
三機環境サービス株式会社
代表取締役社長

(支援者)

支援者名： _____

住 所： _____

電話番号： _____

下田市長と三機工業株式会社及び三機環境サービス株式会社との「下水道処理施設における災害時緊急復旧支援に関する協定」第2条の規定に基づき支援を要請する。

(要請者)

下 田 市 長 _____ 印

要請年月日 : 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

要請の理由	
施 設 名	
要請内容	
備 考	

応 諾 書

(支援者)

支援者名： _____ 印

住 所： _____

電話番号： _____

下田市長と三機工業株式会社及び三機環境サービス株式会社との「下水道処理施設における災害時緊急復旧支援に関する協定」第2条の規定に基づき支援を応諾する。

下水道施設における災害時緊急復旧支援に関する協定書

下田市（以下、「甲」という。）と株式会社N J S（以下、「乙」という。）は、地震、風水害、大規模火災及びこれらに類する災害又は事故（以下、「災害等」という。）の発生により、甲が所管する下水道施設が被災したときに行う緊急的な復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等の発生により被災した施設の機能の早期復旧の支援を行うことを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等の発生により甲が所管する下水道施設が被災し、緊急に対応しなければ住民の生活環境や生命等に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、その復旧支援を要請することができるものとする。

2 支援要請は、支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに支援要請書を交付するものとする。

（支援業務）

第3条 前条の支援要請に基づき乙が行う支援業務は下記のとおりとする。

- (1) 被災した下水道施設の調査結果の精査及び現地確認
- (2) 災害査定に必要な設計図書、その他関係資料の作成
- (3) 乙が管理している処理場・ポンプ場施設情報システムに保存されている情報の提供
- (4) その他甲、乙間で協議し必要となる業務

2 乙は、甲が要請する業務支援業務が完了したときは、速やかに甲に対し災害時支援実施報告書（様式第2号）をもって報告を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づき甲が乙に要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。その負担の方法は次条による。

（委託契約の締結）

第5条 乙は、第4条に定める費用で乙が支出したものがあるときは、第3条に定める業務内容が判断できる資料、その他、費用算定の根拠となる資料を添付した費用額の詳細を甲に提出する。

2 甲は、乙から提出された前項の資料をもとに、乙提示にかかる業務に要した費用が業務遂行のために必要であったか否かを検証し、その内容及び金額が必要な範囲に留まる場合には、当該内容及び金額にて、乙と委託契約を締結する。甲は、乙提示にかかる業務に要した費用の内

内容及び金額が業務遂行のために不必要なものと判断した場合は、その合理的理由を明示した上で、乙と協議の上決定した内容及び金額にて、乙と委託契約を締結する。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の20日前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙は、1カ月前に書面により相手方に通知することで、第6条の規定に関わらず、本協定を解除することができる。

2 当事者の一方が、次の各号のいずれかに該当した場合には、他方当事者は、何ら勧告をすることなく本協定を解除することができる。

- (1) 相手方若しくは第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分等の申立てを受けたとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てをしたとき。
- (4) この協定又は契約に違反したとき。

(免責)

第8条 本協定の主旨を鑑み、第3条に定める支援業務を乙が履行せず、当該不履行に起因して、甲が損害を被った場合においても、乙は何ら法的な責任を負うものではない。ただし、第5条の規定による委託契約を締結した場合においては、この限りではない。

(補償)

第9条 乙が支援業務を実行するにあたり、甲乙双方の責に帰さない事由により、相手方、相手方の役職員又は第三者に損害が生じた場合には、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面(第1報は口頭又は電話等で可とする。)により甲に報告し、その補償等の処置につき甲乙協議により定める。

2 乙が支援業務を実施するにあたり、明らかに乙の責に帰する原因により第三者又は乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 乙が支援業務を実施するにあたり、明らかに甲の責に帰する原因により第三者又は乙の技術者に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙間で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 29 年 7 月 21 日

(甲) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 1 8 号
下田市長

.....

(乙) 東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
株式会社N J S
代表取締役社長

.....

(様式第1号)

支 援 要 請 書

第 号

(支援者)

支援者名：_____

住 所：_____

電話番号：_____

下田市長と株式会社N J Sとの「下水道施設における災害時緊急復旧支援に関する協定」第2条の規定に基づき支援を要請する。

(要請者)

下 田 市 長 _____ 印

要請年月日：_____

要請の理由	
施設名	
要請内容	
備考	

応 諾 書

(支援者)

支援者名：_____ 印

住 所：_____

電話番号：_____

下田市長と株式会社N J Sとの「下水道施設における災害時緊急復旧支援に関する協定」第2条の規定に基づき支援を応諾する。

(様式第2号)

年 月 日

災 害 時 支 援 実 施 報 告 書

下田市長

様

株 式 会 社 N J S

㊞

下田市長と株式会社NJSとの「下水道施設における災害時緊急復旧支援に関する協定」第2条の規定に基づき支援要請のありました業務を完了しましたので報告します。

支援内容	
提出場所	
要請年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
備考	

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、下田市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、混乱する被災地での被災者の救援により大きく貢献するよう、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害により下田市災害対策本部等を設置し、かつ、下田市内において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は速やかに相談担当行政書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し、甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口又は乙が設置する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の規定に定める業務並びに同業務を実施するために必要となる別紙「防災協定に関する提言書」に掲げる業務その他甲が必要と認める業務とする。

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにし、大規模災害時支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書による要請が困難なときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(資料の交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次に掲げる資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) ハザードマップその他被災地想定資料
- (3) 発生した災害に関する情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務を行うために必要な資料

(損害の補償)

第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連携)

第10条 乙は、甲の要請に基づく行政書士業務を行う際、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合、甲及び他機関等と調整を行った上で、業務を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の協定期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲又は乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 27 年 8 月 6 日

甲 下田市東本郷一丁目 5 番 18 号
下田市長

乙 静岡市葵区駿府町 2 番 113 号
静岡県行政書士会
会長

大規模災害時支援協力要請書

静岡県行政書士会 会長 宛

下田市長

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属	職名
氏名・電話番号	氏名	電話
要 請 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
備 考		

大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）は、下田市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における被災者支援のため、必要な司法書士業務（以下「司法書士業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する司法書士業務に関し、混乱する被災地での被災者支援のため必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害により下田市災害対策本部等を設置し、かつ、下田市内において災害救助法が適用された場合で、司法書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し、甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（司法書士業務の範囲）

第 3 条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) 前各号に掲げるもののほか、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に定める業務に関する相談

（要請手続等）

第 4 条 第 2 条に規定する要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにし、大規模災害時支援協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書による要請が困難なときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

(災害時の体制整備等)

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(資料の交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次に掲げる資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) ハザードマップその他被災地想定資料
- (3) 発生した災害に関する情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務を行うために必要な資料

(損害の補償)

第9条 甲の要請に基づく司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連携)

第10条 乙は、甲の要請に基づく司法書士業務を行う際、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合、甲及び他機関等と調整を行った上で、業務を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の協定期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに、甲又は乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年8月12日

甲 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙 静岡市駿河区稲川一丁目1番1号
静岡県司法書士会
会長

大規模災害時支援協力要請書

静岡県司法書士会 会長 宛

下田市長

大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属	職名
氏名・電話番号	氏名	電話
要 請 日 時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
備 考		

下田市と下田市内郵便局との包括連携に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と別表に定める下田市内郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、安全・安心なまちづくり及び住民サービスの一層の向上を図るため、包括連携に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局業務のネットワークを通じ、住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力し、その具体的な実施方法は、当該各号に定める方法とする。

- (1) 災害支援に関する事項 別紙1に定める方法
- (2) 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する事項 別紙2に定める方法
- (3) 道路の損傷等の情報提供に関する事項 別紙3に定める方法
- (4) 高齢者等の見守りに関する事項 別紙4に定める方法

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定により知り得た一切の情報を、この協定の目的を達成するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に協力事項に関する情報交換を行うなどの相互連携強化に努めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、両者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 29 年 9 月 26 日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号
下田市
市長

乙 静岡県下田市二丁目 4 番 26 号
日本郵便株式会社 下田郵便局
局長

静岡県下田市柿崎 20 番 15 号
日本郵便株式会社 下田柿崎郵便局
局長

静岡県下田市箕作 500 番地の 1
日本郵便株式会社 箕作郵便局
局長

静岡県下田市河内 1 番地の 14
日本郵便株式会社 下田蓮台寺郵便局
局長

静岡県下田市白浜 1259 番地の 11
日本郵便株式会社 下田白浜郵便局
局長

静岡県下田市吉佐美 1610 番地の 13
日本郵便株式会社 下田朝日郵便局
局長

別表（前文関係）

名称	所在地	連絡先
下田郵便局	415-0022 下田市二丁目4番26号	22-0602
下田柿崎郵便局	415-0013 下田市柿崎20番15号	22-4091
箕作郵便局	413-0705 下田市箕作500番地の1	28-0001
下田蓮台寺郵便局	415-0011 下田市河内1番地の14	22-4090
下田白浜郵便局	415-0012 下田市白浜1259番地の11	22-3493
下田朝日郵便局	415-0028 下田市吉佐美1610番地の13	22-3492

別紙1（第2条第1号関係）

この協定に基づく災害支援に関する事項の実施方法について、次のように定める。

（目的）

- 1 甲及び乙は、下田市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

（協力要請）

- 2 甲及び乙は、下田市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の事項について協力の必要性が生じたときは、相互に協力を要請することができる。
 - (1) 緊急車両等としての車両の提供。ただし、所有する車両（郵便配達用車両は除く。）に限り、燃料及び運転者は、提供を受けようとする者が準備する。
 - (2) 甲又は乙が、避難者情報確認シート（様式第1号及び様式第2号）等で収集した、住民の避難先、被災状況等の情報の提供。ただし、被災者の同意の上で収集したものに限る
 - (3) 郵便局業務のネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛ての救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛ての寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路損傷等の施設被害状況等の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うために必要な事項
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

- 4 甲及び乙は、協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

- 5 協力要請に対して協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

- 6 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

7 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(担当部署)

8 この事項に関する甲の担当部署は、防災安全課とし、乙の担当部署は、下田郵便局総務部とする。

別紙 2（第 2 条第 2 号関係）

この協定に基づく廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する事項の実施方法について、次のように定める。

（目的）

- 1 甲及び乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）により定められた市内の廃棄物処分場以外の場所への廃棄物の不法な投棄等（以下「不法投棄」という。）を防止し、安全な環境の保持に努めるため、相互に協力することで必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（情報提供の内容等）

- 2 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、すべての公道（国道、県道、市道、農道及び林道をいう。）及びその沿線周辺において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合は、廃棄物の不法投棄等のお知らせ（様式第 1 号）により甲へ情報提供をする。ただし、乙が緊急を要すると判断した場合は、電話等の口頭の方法により連絡するものとする。

（情報提供の範囲）

- 3 情報提供の範囲は、乙が通常の外務作業従事中に確認できる範囲とする。

（通報方法）

- 4 第 2 項に定める通報は、下田市環境対策課へ行うものとする。

（免責）

- 5 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（担当部署）

- 6 この事項に関する甲の担当部署は、環境対策課とし、乙の担当部署は、下田郵便局総務部とする。

様式第 1 号 (第 2 項関係)

廃棄物の不法投棄等のお知らせ

廃棄物の不法投棄等の内容 (該当する項目を○で囲む)	
緊急性	有 ・ 無
不法投棄等廃棄物の 内容、量及び状況等	家電 4 品目 : エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機 () 家具類 () 車両・バイク () その他 () ※廃棄されている物の品名、数量及び周辺状況等の特記事項を記載
発生場所	下田市
付近の略図	
情報提供者	郵便局 (電 話 :) (F A X :) (氏 名 :)
連絡先	下田市環境対策課環境保全係 TEL : 22-2213 FAX : 22-2287 E - mail : kankyou@city.shimoda.lg.jp

別紙3（第2条第3号関係）

この協定に基づく道路の損傷等の情報提供に関する事項の実施方法について、次のように定める。

（目的）

- 1 甲及び乙は、道路を常時良好な状態に維持し、通行の安全確保に努めるため、相互に協力することで必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（対象道路）

- 2 対象とする道路は、甲の区域内に存する一般公共の用に供されている道路とする。ただし、甲の管理に属さないことが明らかなものを除く。

（通報内容）

- 3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、そのまま放置すれば事故の発生等道路の通行の安全を損なうおそれのある次に掲げるものを発見した場合は、甲へ情報提供をする。
 - (1) 道路の陥没、亀裂、窪み、段差等の発生による路面の不全
 - (2) 側溝蓋、マンホールの不全
 - (3) ガードレール、防護柵又は橋梁の欄干若しくは手すりの不全
 - (4) 道路照明施設、カーブミラー、標識又は街路樹の不全
 - (5) 工事箇所における安全対策の不備
 - (6) 物件等の散乱による通行障害
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の通行の安全を損なうおそれのある不全

（通報方法）

- 4 前項に定める通報は、道路損傷状況等報告書（様式第1号）により下田市建設課へ行うこととする。ただし、乙が緊急を要すると判断した場合は、電話等の口頭の方法により緊急に連絡するものとする。

（対応措置）

- 5 甲は、前項に定める通報を受けたときは、遅滞なく現地調査等を行い、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるものとする。この場合において、甲の管理に属さない道路に関する通報であったときは、当該道路の管理者に通報内容を連絡するものとする。

（免責）

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（担当部署）

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、建設課とし、乙の担当部署は、下田郵便局総務部とする。

道路損傷状況等報告書

補修の緊急性		有 ・ 無
損傷箇所等	路面	陥没・亀裂・窪み・段差・凸凹・深い水たまり・その他（ ）
	側溝等	蓋の破損・すき間・その他（ ）
	防護施設等	転倒の危険・損傷・その他（ ）
	安全施設等	転倒の危険・傾き・ミラーの破損・ミラーの角度調整・表示不明瞭・その他（ ）
	街路樹 その他 (工事安全対策、 物件散乱その他 支障事項)	倒木・枝が通行に支障・その他（ ）
発生場所	下田市 付近（ ） 地区)	
付近の略図		
情報提供者	郵便局（電話： ） （FAX： ） （氏名： ）	
連絡先	下田市建設課土木管理係 TEL 22-2219 FAX 27-1007 E-mail : kensetsu@city.shimoda.lg.jp	

別紙4（第2条第4号関係）

この協定に基づく高齢者等の見守りに関する事項の実施方法について、次のように定める。

（目的）

- 1 甲及び乙は、業務上の連携を図ることにより、高齢者等の孤立死、認知症による徘徊、虐待その他異変に対する見守り活動を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、相互に協力することで必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

- 2 「高齢者等」とは、甲の区域内に居住する高齢者、障がい者、児童、乳幼児その他の社会的な見守りを必要とする者とする。

（活動地域）

- 3 見守り活動の対象となる地域は、甲の区域内で乙が通常に業務を行う地域とする。

（協力事項）

- 4 乙は、業務に支障のない範囲で、高齢者等の生命及び身体に関する異変を察知したときは、地域見守り活動報告書（様式第1号）により甲へ情報提供する。ただし、乙が緊急を要すると判断した場合は、電話等の口頭の方法により警察署又は消防署へ緊急通報するものとする。

（対応）

- 5 甲は、乙の協力事項による通報があったときは、遅滞なく必要な対応を行うものとする。

（免責）

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（担当部署）

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、高齢者に関する事項は、市民保健課（地域包括支援センター）とし、障がい者、児童、乳幼児その他の者に関する事項は、福祉事務所とし、乙の担当部署は、下田郵便局総務部とする。

地域見守り活動報告書

異変等の内容	
緊 急 性	有 ・ 無
異 変 発 見 日 時	年 月 日 ()
	午前・午後 時 分
対 象 者 氏 名	
発 生 場 所	下田市
異 変 の 状 況	<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている。 <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている。 <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている。 <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたままになっている。 <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする。 <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする。 <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない。 <input type="checkbox"/> 急にやせてきた。 <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている。 <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い。 <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない。 <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある。 <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった。 <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった。 <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない。 <input type="checkbox"/> 伝えただけの話の内容をすぐ忘れる。 <input type="checkbox"/> 子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している。 <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない。 <input type="checkbox"/> 夜まで子どもだけで遊んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どもが保護者をひどく怖がっている。 <input type="checkbox"/> 極端にやせている。 <input type="checkbox"/> その他()
情 報 提 供 者	郵便局 (電 話 :) (F A X :) (氏 名 :)
連 絡 先	市民保健課 (地域包括支援センター) T E L 36-4146 F A X 22-3910 E-mail : kaigo@city.shimoda.lg.jp 福祉事務所 T E L 22-2216 F A X 22-3910 E-mail : fukushi@city.shimoda.lg.jp

災害時における測量設計等業務委託に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象により、甲の所管する道路、河川、農林、漁港、上下水道、公園等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生し、又はその恐れがある場合（以下「災害」という。）における、測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）及び下田市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害復旧工事に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、速やかに公共施設の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく下田市災害対策本部若しくは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震災害警戒本部が設置された場合又は甲が乙の協力が必要と認める場合とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とし、協力者をまとめた名簿を作成し、甲に提出することとする。

2 前項の規定による応急対策業務協力者名簿（様式第1号）の提出時期は、毎年6月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、随時、速やかに提出するものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者（以下「受託者」という。）を決定した場合、業務実施要請書（様式第2号。以下「要請書」という。）により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と受託者が各1通を保有するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとし、その後速やかに要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があった時には、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、災害に対する公共施設の機能確保又は回復に係る必要最小

限の業務とする。

- 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況等について業務実施（進捗・完成）報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第6条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から西暦 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

西暦 年 月 日

（甲） 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

（乙） 静岡市葵区伝馬町9番地の7
一般社団法人 静岡県測量設計業協会
会長

平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する下田市と静岡県弁護士会との協定書

下田市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、平時の災害対策並びに災害対策基本法第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談及び生活再建支援活動等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、平時における災害対策及び災害時における被災者支援活動において連携することにより、市民の安心と安全を確保し、また災害時における円滑で効果的な被災者支援活動の実施により被災者の不安解消、法的問題の解決及び生活再建等につなげるため、本協定を締結するものである。

（平常時の災害対策）

第2条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、乙が作成する災害時Q&A集（静岡県弁護士会ニュース）の下田市版（以下「災害時Q&A集」という。）その他の支援情報集等の活用並びに市民及び甲職員等への周知について、相互に協力するため、次に掲げる取り組みを実施していく。

- (1) 災害時Q&A集を、甲及び乙のウェブサイトに掲載する。
 - (2) 災害時Q&A集を、甲の指定避難所に平時から常備され、避難所開設時に速やかに避難所等に掲示される体制を構築する。
 - (3) 甲及び乙が定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施する。
 - (4) 乙は、発災後速やかに弁護士を派遣する体制を構築する。
 - (5) その他被災者支援活動に関すること。
- 2 乙は、災害時Q&A集を改訂した場合には、速やかに甲に通知し、及び交付するものとし、甲は適宜改訂版に差し替えるものとする。

（被災者支援活動の実施）

第3条 乙は、災害時、甲から被災者支援活動実施の要請を受けた場合、可及的速やかに乙又は他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第4条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動の報告）

第5条 乙は、甲に対し、甲の求めに応じ、被災者支援活動の実施状況を適宜報告する。

(被災者支援活動実施の連絡及び広報)

第6条 乙が、災害時に下田市内で被災者支援活動を実施する場合において（甲の要請によらない場合を含む。）、乙が、甲に対し、その内容、開催場所及び開催日時等を連絡した時には、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

(連携)

第7条 乙は、甲の要請に基づく被災者相談業務を行う場合に、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合には、甲と他機関等との調整を行ったうえで業務を行うものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、締結時から効力を発生する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生時から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和元年5月20日

(甲) 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

(乙) 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会
会長

覚 書

静岡県立下田高等学校（以下「甲」という。）と下田市（以下「乙」という。）の間に、静岡県行政財産静岡県立下田高等学校（以下「行政財産」という。）を、避難施設として使用することについて、甲と乙の間に次の通り覚書を交換する。

（目的）

第1条 甲は、その所管する行政財産のうち、避難地としてスクールコートと、避難所として体育館を、乙に使用させるものとする。

（定義）

第2条 前条に規定する「避難地」及び「避難所」の定義は、次のとおりとする。

（1） 避難地

東海地震の警戒宣言が発せられたとき又は地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、原則としてスクールコートとする。ただし、例外として、災害時要援護者等の受け入れをするために、甲乙協議の上、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。

（詳細については、静岡県地域防災計画 資料編東海地震対策「避難計画策定指針」を参照。）

（2） 避難所

地震以外の災害時に危険地域に居住する者等及び地震災害発生後に住居等を失った者が避難する施設で、体育館1階とする。

（申請等）

第3条 乙は、行政財産を使用するときは、静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号。以下「財産規則」という。）の規定に基づく行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該使用が緊急を要するときは、電話等で要請することも可とする。

2 前項ただし書の場合において、乙は、緊急使用開始後遅滞なく申請書を甲に提出するものとする。

（許可等）

第4条 甲は、乙から申請書が提出された場合は、行政財産の用途及び、目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。

2 甲は、前条第1項ただし書の規定により電話等で要請を受けたときは、行政財産の用途及び、目的を妨げない限度において、当該要請を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

（期間）

第5条 行政財産の使用期間は、7日間以内とする。ただし、必要により甲乙協議して、延長ができるものとする。

(終了報告)

第6条 乙は、行政財産の使用が終了したときは、甲に文書で報告するものとする。この場合において、当該文書には必ず終了日時を記載することとする。

(使用の許可の取消し等)

第7条 甲は、当該行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、行政財産の使用を制限し又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すこと（以下「取消し等」という。）ができる。

2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消しにより生じた損失は補償しないものとする。

(現状変更の制限)

第8条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ当該行政財産の現状を変更することができないものとする。

(原状回復義務)

第9条 乙は、使用期限が満了したとき又は、使用許可の取消し等をされたときは、当該行政財産を原状に復するものとする。

(施設使用料の免除)

第10条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条の規定により使用料を免除するものとする。

(費用の負担)

第11条 行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(規則の遵守)

第12条 乙は、行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

(覚書の有効期限)

第13条 この覚書は、当該行政財産の形状変更等により避難地又は避難所（以下この条において「避難施設」という。）としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、当該行政財産が避難施設として不適当又はその必要性がなくなったと認める場合は、この限りではない。

2 当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。

(連絡先等の確認)

第14条 乙は、毎年度当初に次に掲げる事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

- (1) 施設管理者、同代理者（教頭）及び、当該行政財産付近に居住する職員（施設利用時に市職員とともに施工管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び、連絡先
- (2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項

(用途重複の場合の調整)

第15条 行政財産のうち体育館は、静岡県災害対策本部賀茂方面本部（以下「賀茂方面本部」という。）の大規模地震発生時等の代替機能施設にも指定されているため、賀茂方面本部としての使用が見込まれる際は、1階を避難所、2階を賀茂方面本部とすることを基本に、乙は、甲及び賀茂振興局と協議の上、避難所と賀茂方面本部の使用範囲を調整する。

(覚書の適用)

第16条 この覚書は、平成28年6月3日から効力を有するものとする。

2 平成26年3月25日に締結した覚書については、平成28年6月2日をもって効力を失うものとする。

(定めのない事項)

第17条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年6月2日

(甲) 静岡県立下田高等学校長

(乙) 下田市長

災害時要援護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、下田市（以下「甲」という。）が社会福祉法人梓友会（以下「乙」という。）に対し、社会福祉施設等の使用について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、被災し、あらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項の収容施設をいう。）に避難した災害時要援護者等のために次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力要請できるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は次の施設とする。

介護老人福祉施設、みくらの里（下田市吉佐美1086番地）

(手続き等)

第4条 甲は第2条により、乙に対して施設の使用について協力を要請する場合、あらかじめ可能な通信手段等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(物資の調達、介護支援者の確保)

第5条 甲は、当該災害時要援護者等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が当該災害時要援護者等を適切に介護できるよう、介護者の確保に努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、他の市町村から災害時要援護者等の受け入れ要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、可能な限り受託するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に対し、当該災害時要援護者等が使用期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(収容可能人員等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、使用可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 17 年 3 月 31 日

(甲) 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

(乙) 下田市加増野181番地の1
社会福祉法人梓友会
理事長

児童福祉施設（通所）を災害時に避難所として使用することに関する覚書

下田市長（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖愛福祉会（以下「乙」という。）との間に災害時に稲生沢保育園及びひかり保育園（以下「施設」という。）を避難所として使用するに関し、次の通り覚書を交換する。

第1条 この覚書は、大規模な地震等の災害時における乳幼児その他住民（乳幼児等）の避難所として、乙は甲に使用させ、もって、乳幼児等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条 この覚書において「避難所」とは、地震災害発生後に住居等を失った者又は地震以外の災害時に、危険な区域内に居住する者等が避難する施設として、甲乙協議して定めたものをいう。

第3条 甲は、施設を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で乙に要請するものとする。この場合において、甲は、要請後遅滞なく使用承諾申請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、施設を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の使用承諾申請書を乙に提出するものとする。

第4条 乙は、前条第1項の規定により電話等で要請を受けたときは、施設の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を承諾するものとし、甲に電話等で通知するものとする。

2 乙は、甲から使用承諾申請書提出された場合は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、甲に使用承諾書を交付してその使用を承諾するものとする。

第5条 使用期間は7日以内とする。ただし、延長の必要があるときは、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により使用を終了する際は、乙に使用を終了する年月日及び時刻を文書にて通知するものとする。

第6条 甲は、施設を使用するに当たっては、乙の承諾を得なければ当該施設の原状を変更することができない。

第7条 甲は、使用期間が満了したとき又は使用承諾が取り消されたときは、当該施設を原状に復するものとする。

第8条 当該施設及びその施設の附帯設備の使用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

第9条 甲は、施設の使用に当たっては、前各条のほか、乙の定める施設利用規則及び承諾の条件を遵守しなければならない。

第10条 乙は、甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、使用の承諾を取り消すことができる。

2 乙は、甲に対し、前項の取消しにより生じた損失を補償しないものとする。

第11条 甲は、施設の使用期間中に、施設内で発生した避難者の事故については、その責任により解決するものとする。

第12条 この覚書の有効期間は、この覚書締結の日から平成9年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれか一方から別段の意思表示がないときは、この期間は、更に3年間延長されるものとし、以後の期間についても同様とする。

第13条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

平成8年8月30日

甲 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

乙 静岡県下田市立野34番地
社会福祉法人 聖愛福祉会
理事長

災害時における避難所としての使用に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と、下田温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害による被災者の避難所として乙に加盟する宿泊施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により被災者が避難所での生活を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 避難所として使用できる施設は、乙に加盟する宿泊施設とし、災害の発生場所、規模その他災害の状況によって協力を要請する施設（以下「協力施設」という。）を調整する。

（要請）

第3条 甲は、避難所での生活を余儀なくされた被災者のうち、次に掲げるものの避難所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。

- (1) 高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊産婦その他生活に何らかの配慮が必要な者及びその保護者又は介護者
- (2) 静岡県又は静岡県内の市町によって作成された広域避難計画に基づき受け入れる広域避難者
- (3) 災害により道路又は交通機関の機能が停止し、甲の区域内に留まらざるを得なくなった者

（要請手続）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙及び協力施設に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で要請を行うことができるが、遅滞なく書面も提出すること。

- (1) 要請を行う担当者の所属、氏名及び連絡先
- (2) 受け入れ対象となる被災者の氏名、住所、連絡先（前条第1号の場合は、保護者又は介護者のものも含む。）
- (3) 要請理由及び期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受け入れるに当たり必要になると思われる事項

（受諾）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、協力施設の可能な範囲内で受託するよう努めるものとする。

(受入れ期間)

第6条 避難所としての受入れ期間は、要請ごとに原則7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上受入れ期間を延長することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙に要請した受入れに伴う費用を負担するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、受諾した受入れが終了したときは、その受入れ状況を甲に報告するものとする。ただし、第6条ただし書により受入れ期間を延長した場合は、甲乙協議の上、報告の期日を定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定を実行するに当たり、甲乙協議の上、あらかじめ次の事項について定めなければならない。

- (1) 受入れに伴う費用の額及び支払方法
 - (2) 協力施設が行う受入れ者への対応の内容
 - (3) 受入れ者の単位、確認方法、移送方法その他の被災者を受け入れるに当たって必要となる第4条に定める要請手続以外の事務手続
- 2 前項に掲げるもののほか、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月5日

甲 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙 下田市一丁目2番1号
下田温泉旅館協同組合
理事長

福祉避難所として施設を使用することに関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人伊豆つくし会（以下「乙」という。）は、下田市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における災害時の要配慮者支援のため、乙が所有する施設を福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害により要配慮者が避難所での生活を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。
- (2) 福祉避難所 一般的な避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な要配慮者向けに設けられる二次的な避難所をいう。

（使用施設）

第 3 条 福祉避難所として使用できる施設は、乙が所有する次の施設とし、災害の発生場所、規模その他災害の状況によって協力を要請する施設（以下「協力施設」という。）を調整する。

- (1) 伊豆つくし学園（下田市加増野 375 - 1）
- (2) ワークあおぞら（下田市宇土金 209 - 1）
- (3) グループホームたんぼぼ（下田市宇土金 64 - 1）

（要請）

第 4 条 甲は、避難所での生活を余儀なくされた要配慮者のうち、福祉避難所での対応が必要と判断する者がいる場合に限り、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（要請手続）

第 5 条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で要請を行うことができるが、遅滞なく書面も提出すること。

- (1) 要請を行う担当者の所属、氏名及び連絡先
- (2) 受入れ対象となる要配慮者の氏名、住所、連絡先（保護者又は介護者の付添いが必要な場合は、その者も含む。ただし、要配慮者 1 人につき 1 人を原則とする。）

(3) 要請理由及び期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、受入れに当たり必要になると思われる事項

(受諾)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、協力施設の可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

(受入れ期間)

第6条 福祉避難所としての受入れ期間は、要請ごとに原則7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上受入れ期間を延長することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙に要請した受入れに伴う費用を負担するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、受諾した受入れが終了したときは、その受入れ状況を甲に報告するものとする。ただし、第6条ただし書により受入れ期間を延長した場合は、甲乙協議の上、報告の期日を定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定を実行するに当たり、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 8 月 9 日

甲 下田市東本郷一丁目 5 番 18 号
下田市長

乙 下田市加増野 375 番地 1
社会福祉法人伊豆つくし会
理事長

避難所として施設を使用することに関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人梓友会（以下「乙」という。）は、下田市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における災害対応支援のため、乙が所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害により住民等が避難所での生活を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 避難所 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。
- (2) 要配慮者 災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。
- (3) 福祉避難所 避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な要配慮者向けに設けられる二次的な避難所をいう。

（使用施設）

第 3 条 避難所として使用できる施設は、乙が所有する次の施設とし、災害の発生場所、規模その他災害の状況によって協力を要請する。

介護老人福祉施設 梓の里（下田市加増野 181 番地の 1）

（要請）

第 4 条 甲は、災害等の状況により避難所の開設が必要と判断した場合は、乙に対して避難者の受入れを要請することができる。

- 2 甲は、避難所（他所で開設されている避難所を含む。）での生活を余儀なくされた要配慮者のうち、福祉避難所での対応が必要と判断する者がいる場合は、あらためて乙に対して当該要配慮者の受入れを要請するものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で要請を行うことができるが、遅滞なく書面も提出すること。

- (1) 要請を行う担当者の所属、氏名及び連絡先
- (2) 福祉避難所としての協力を要請する場合は、受入れ対象となる要配慮者の氏名、住所、連絡先（保護者又は介護者の付添いが必要な場合は、その者も含む。ただし、要配慮者1人につき1人を原則とする。）
- (3) 要請理由及び期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受入れに当たり必要になると思われる事項

(受諾)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、使用施設の可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

(物資の調達、介護支援者の確保等)

第6条 甲は、避難者（福祉避難所として受け入れた要配慮者を含む。）に係る避難生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が福祉避難所として受け入れた要配慮者を適切に支援できるよう、支援者の確保に努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、他の自治体から福祉避難所として要配慮者の受入要請があった場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、可能な限り受け入れるよう努めるものとする。

(受入れ期間)

第7条 避難所としての受入れ期間は、要請ごとに原則7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上受入れ期間を延長することができる。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙に要請した受入れに伴う費用を負担するものとする。

(実績報告)

第9条 乙は、受諾した受入れが終了したときは、その受入れ状況を甲に報告するものとする。ただし、第6条ただし書により受入れ期間を延長した場合は、甲乙協議の上、報告の期日を定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定を実行するに当たり、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この協定の締結をもって、平成8年8月30日付締結した「災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」は、廃止する。

平成30年7月5日

甲 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙 下田市吉佐美1086番地
社会福祉法人梓友会
理事長

津波災害又は水害時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

下田市長 楠山俊介（以下「甲」という。）と下田地方合同庁舎所管庁静岡地方法務局長 酒井修（以下「乙」という。）とは、津波災害又は水害（以下「津波災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに住民等の避難の円滑化を図るため、乙の所有する施設を緊急避難施設（以下「避難ビル」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、自己の所有する次に掲げる建物を、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときに避難ビルとして住民等に使用させるものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 住 所 | 下田市西本郷2丁目5番33号 |
| (2) 所 有 者 | 法務省 |
| (3) 名 称 | 下田地方合同庁舎 |
| (4) 構 造 等 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| (5) 使用場所 | 屋上 |

（使用目的及び期間）

第2条 避難ビルの使用目的及び期間は、住民等の避難施設として、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときから安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、避難ビルを前条に定める規定以外には、使用しないものとする。

（使用料等）

第4条 避難ビルの使用料は、無料とする。ただし、住民等が建物器物等を汚損した場合は、甲が原状に復するものとする。

（利用者責任）

第5条 甲及び乙は、避難ビルに住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わない。

（有効期限）

第6条 この協定は、平成25年11月28日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月28日

甲 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

乙 静岡市葵区追手町9番50号
下田地方合同庁舎所管庁
静岡地方法務局長

津波災害における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と株式会社 伊豆新聞本社（以下「乙」という。）とは、津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに住民等の避難の円滑化を図るため、乙の所有する施設を指定緊急避難場所（以下「避難ビル」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、自己の所有する次に掲げる施設を、津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに避難ビルとして地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 住 所 下田市東本郷二丁目9番10号
- (2) 所 有 者 株式会社 伊豆新聞本社
- (3) 名 称 伊豆新聞社ビル
- (4) 構 造 等 鉄骨造 地上3階PH1階建て
- (5) 使用場所 屋上（階段室経由。屋上面積約100㎡）

（使用目的及び期間）

第2条 避難ビルの使用目的及び期間は、地域住民等の緊急避難場所として、津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときから津波による災害からの安全を確認したときまで及び津波災害を想定した避難訓練を行うときとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、避難ビルを前条に定める目的以外には使用しないものとする。

（使用料）

第4条 避難ビルの使用料は、無料とする。

（協定に係る補償等）

第5条 甲は、第1条に規定する施設を避難ビルとして使用させてもらうに当たり、外部から階段室に通じる扉の鍵を、一定強度の地震動を感知した時に自動開錠する物へ交換する事に対する補償を負う。

2 地域住民等が避難ビルを使用した際に、建物器物等を汚損し、又はき損した場合は、甲と当該住民等と協議のうえ原状に復するよう努めるものとする。

（利用者責任）

第6条 甲及び乙は、避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わない。

(有効期限)

第7条 この協定は、成立日の翌日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月15日

甲 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市長

乙 伊東市鎌田1290番地の6
株式会社 伊豆新聞本社
代表取締役社長

防災ヘリポートとしての使用に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）とは、予想される東海地震、陸路が寸断され、又は緊急を要する災害、その他大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、空路確保が必要となった場合、乙の所有地であるまどが浜海遊公園（以下「公園」という。）を防災活動を行うヘリコプターの場外離着陸地（以下「防災ヘリポート」という。）として甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第4条、第5条及び第5条の2並びに静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第30条の規定に基づき、空路確保の強化に必要な事項を定めるものとする。

（防災ヘリポートとして使用する公園の位置）

第2条 防災ヘリポートとして使用する公園の位置は、次のとおりとする。

位置	下田市柿崎字間戸浜7の8、7の9
----	------------------

2 公園内の使用区分については、別表に掲げるとおりとする。

（使用目的）

第3条 使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 静岡県消防防災航空隊による災害等支援活動
- (2) 緊急消防援助隊による大規模災害支援活動
- (3) 防衛庁による大規模災害支援活動
- (4) 海上保安庁による大規模災害支援活動
- (5) ヘリコプターによる緊急時の消防防災活動
- (6) 前各号に掲げる活動に係る訓練

（報告）

第4条 甲は、公園を防災ヘリポートとして使用しようとするときは、乙に対し、文書をもって報告するものとする。

- 2 甲は、緊急を要する場合であつて、文書をもって報告することができない場合は、事前に乙（下田土木事務所維持管理課）へ電話等で報告するものとする。この場合において、事後速やかに文書をもって報告するものとする。
- 3 甲は、通信途絶等事前報告ができない場合にあつては、事後速やかに文書をもって報告するものとする。
- 4 前条第6号に掲げる使用については、使用する日の1ヶ月前までに乙（下田土木事務所維持管理課）へ文書をもって報告するものとする。

(容認)

第5条 乙は、前条により報告を受けた時は甲の防災活動が円滑に実施されるよう、特段の事情がない限り、原則として甲の使用を容認するものとする。

(期間)

第6条 防災ヘリポートの使用期間は、災害の状況に応じて、空路の必要性がなくなった時又は他の防災ヘリポートで対応可能と甲乙双方が認める時までとする。

(使用条件等)

第7条 甲は、防災ヘリポートを使用するにあたっては、職員又は甲が要請した者を配置し、公園内及び周囲の陸上の安全確保を行うものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、使用期間が満了した時、甲が使用したことにより発生した施設等の損傷について、原状に復すものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 甲は、甲が使用したことにより発生した防災ヘリポート内での事故について、誠意をもってその対応及び解決に努める。

(使用料)

第10条 防災ヘリポートとしての使用料については、無償とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成17年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 17 年 3 月 25 日

(甲) 下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

(乙) 静岡市追手町 9 番 6 号
静岡県知事

防災ヘリポートとしての使用に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と株式会社下田セントラル（以下「乙」という。）とは、予想される東海地震、陸路が寸断され、又は緊急を要する災害、その他大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、空路確保が必要となった場合、乙の管理地である下田セントラルホテル グラウンド（以下「グラウンド」という。）を防災活動を行うヘリコプターの場外離着陸地（以下「防災ヘリポート」という。）として甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第4条、第5条及び第5条の2及び第7条の規定に基づき、空路確保の強化に必要な事項を定めるものとする。

（防災ヘリポートとして使用するグラウンドの位置）

第2条 防災ヘリポートとして使用するグラウンドは、次のとおりとする。

下田セントラルホテル グラウンド敷地（下田市北湯ヶ野）

（使用目的）

第3条 使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 静岡県消防防災航空隊による災害等支援活動
- (2) 緊急消防援助隊による大規模災害支援活動
- (3) 防衛庁による大規模災害支援活動
- (4) 海上保安庁による大規模災害支援活動
- (5) ヘリコプターによる緊急時の消防防災活動
- (6) 前各号に掲げる活動に係る訓練

（報告）

第4条 甲は、グラウンドを防災ヘリポートとして使用しようとするときは、乙（下田セントラルホテル）に対し、文書をもって報告するものとする。

2 甲は、緊急を要する場合であつて、文書をもって報告することができない場合は、事前に乙（下田セントラルホテル）へ電話等で報告するものとする。この場合において、事後速やかに文書をもって報告するものとする。

3 甲は、通信途絶等事前報告ができない場合にあつては、事後速やかに文書をもって報告するものとする。

4 前条第6号に掲げる使用については、使用する日の1ヶ月前までに乙（下田セントラルホテル）へ文書をもって報告するものとする。

(容認)

第5条 乙は、乙の営業活動に支障のない限り、甲の使用を認めるものとする。又、緊急を要する場合、乙は甲の使用について最大限の配慮をする。

(期間)

第6条 防災ヘリポートの使用期間は、災害の状況に応じて、空路の必要性がなくなった時又は他の防災ヘリポートで対応可能と甲乙双方が認める時までとする。

(使用条件等)

第7条 甲は、防災ヘリポートを使用するにあたっては、職員又は甲が要請した者を配置し、グラウンド内及び周囲の陸上の安全確保を行うものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、使用期間が満了した時、甲が使用したことにより発生した施設等の損傷について、原状に復すものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 甲は、甲が使用したことにより発生した防災ヘリポート内での事故について、誠意をもってその対応及び解決に努める。

(使用料)

第10条 防災ヘリポートとしての使用料については、無償とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成17年6月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 17 年 6 月 20 日

(甲) 下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号
下田市長

(乙) 静岡県下田市相玉 133 番地の 1
株式会社 下田セントラル
代表取締役社長

下市防 第13号
平成21年1月19日

静岡市消防防災局長 様

静岡県下田市東本郷1丁目5-18
下田市長

飛行場外離着陸場使用承諾書

静岡市消防防災局のヘリコプターが、飛行場外離着陸場（航空法第79条但し書き）として使用することについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 施設等の名称
敷根公園健康広場
- 2 所在地
静岡県下田市敷根 757
- 3 使用目的
ヘリコプターを用いた救急搬送等の消防活動のため。
- 4 使用承諾する航空機
静岡市消防ヘリコプター（ベル式 412EP）
- 5 承諾期間
承諾した日からヘリコプターの離着陸場として機能を果たさないと双方が認めた日まで
- 6 使用条件
当該離着陸場の使用にあたり、当方の使用に支障のない範囲を限度とし、使用しようとする都度、連絡すること。
- 7 その他

大峠局地レーダ雨量計情報表示装置の維持管理に関する協定

大峠局地レーダ雨量計情報表示装置の維持管理について、静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と下田市市長石井直樹（以下「乙」とおいう。）は次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、降雨による土砂災害防止対策用として甲が設置した大峠局地レーダ雨量計情報表示装置の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理区分）

第2条 装置の管理場所は、下田市役所内とし、管理者は、下田市とする。

（管理）

第3条 甲、乙はそれぞれの管理に係る装置を常に良好な状態に保つものとする。

2 乙は、装置の異常を発見したときには、速やかに甲に連絡しなければならない。

3 甲は、装置が故障等によりその機能が失われたときは、速やかに復旧するものとする。

4 乙は、装置作動のために必要な維持管理費（注）を負担するものとする。

5 乙は、装置の運用状況について記録するものとし、甲は乙にその記録内容の報告を求めることができるものとする。

注）必要な維持管理費とは、装置作動のための電気料、通信費用、装置の保守点検費用とする。

（定めのない事項等の処理）

第4条 この協定に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項又は協定の変更については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成13年1月16日

（甲） 静岡市追手町9番6号
静岡県知事

（乙） 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市市長

大規模災害発生時等における下田警察署災害警備本部の設置場所貸借に関する協定書

(協定の趣旨)

下田警察署（以下「甲」という。）と下田市（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等における下田警察署災害警備本部の設置場所の貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下田警察署管内において地震、津波等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警察署の代替施設として、甲は乙所有にかかる「下田市民スポーツセンター」を災害警備本部として借用することにより、災害警備業務の安全かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 この協定の対象となる事案は、次に掲げるものとする。

- (1) 大地震が発生し、大津波が予想された場合
- (2) 東海地震「警戒宣言」等が発表された場合
- (3) その他、甲と乙との協議により必要と認めた事案

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、原則として事前に電話等で確認の上後に書面で行うことを原則とする。突発の地震発生の際はこの限りでない。

(要請の受諾)

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合には、当該施設の使用の目的範囲内において、その要請を受諾するように努めるものとする。

(使用期間)

第5条 甲が乙に対して依頼する期間は、災害警備本部の災害警備用務が終了するまでとする。

(借用項目)

第6条 甲が乙に対し依頼する借用項目は次のものとする。

- (1) 災害警備本部設置に必要な部屋、机、椅子等
- (2) 警察車両等の駐車場
- (3) 警察無線機使用時の電源
- (4) その他、甲と乙との協議により定めるもの

(費用の負担)

第7条 当該施設の借用に関する費用は無償とする。ただし、当該施設及び備品等の損害に対しては、甲は乙に適正な費用を補償するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない項目及びこの協定に関する疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年6月12日からその効力を有するものとする。

上記の協定の成立を証するために、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成24年6月12日

(甲) 下田警察署長

(乙) 下田市長

大規模災害発生時等における下田海上保安部現地災害対策本部設置場所貸借に関する協定書

(協定の趣旨)

下田海上保安部（以下「甲」という。）と下田市（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等における下田海上保安部現地災害対策本部の設置場所の貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下田海上保安部管内において地震、津波等の大規模災害が発生し下田運輸総合庁舎（以下「保安部庁舎」という。）に甚大な被害が生じ、保安部機能を維持できなくなった場合、又は維持できなくなるおそれがある場合、下田海上保安部の代替施設として、甲は乙所有にかかる「下田市民スポーツセンター」を災害警備本部として借用することにより、災害対策業務の安全かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 この協定の対象となる事案は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震が発生し、保安部機能が一部又は全部が喪失した場合
- (2) 大津波が予想される場合
- (3) 東海地震「警戒宣言」等が発表された場合
- (4) その他、甲と乙との協議により必要と認めた場合

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、原則として事前に電話等で確認のうえ、後に書面で行うこととする。

(要請の受諾)

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合には、甲に係る当該施設の使用の目的範囲内において、その要請を受諾するように努めるものとする。

(使用期間)

第5条 甲が乙に対して依頼する期間は、下田海上保安部現地災害対策本部の災害対応業務が終了するまでとする。ただし、同期間終了後の継続使用について必要がある場合は、甲と乙の協議により延長できるものとする。

(借用項目)

第6条 甲が乙に対し依頼する借用項目は次のものとする。

- (1) 現地災害対策本部設置に必要な部屋、机、椅子等
- (2) 現地災害対策本部運営に必要な電気等光熱水
- (3) 保安部車両等の駐車場

- (4) 通信設備等の設置に必要な屋上等施設
- (5) その他、甲と乙との協議により定めるもの

(費用の負担)

第7条 当該施設の借用に関する費用は無償とする。ただし、当該施設及び備品等の損害に対しては、甲は乙と協議の上、乙に適正な費用又は、原状回復により補償するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない項目及びこの協定に関する疑義については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年11月20日からその効力を有するものとする。

上記の協定の成立を証するために、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成24年11月20日

(甲) 下田海上保安部長

(乙) 下田市長

避難場所及び防災倉庫の鍵の管理に関する覚書

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇自主防災会（以下「乙」という。）及び下田市地域防災課（以下「丙」という）は、下田市内に災害が発生し避難場所を開設する場合に備え、甲の施設および丙の防災倉庫の鍵を乙が保管するに当たり、管理・運営方法等について、次のとおり覚書を締結する。

（避難(場)所）

第1条 この覚書において、「避難(場)所」とは、甲の施設のうち□□が指定する場所をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲及び丙は災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を別紙2により甲及び丙に報告するものとする。

また、保管責任者を変更する場合には、丙に鍵を返却し新たに保管責任者を報告した上で、別紙1の鍵の貸与を受けるものとする。

3 乙は、鍵を紛失した場合は、速やかに甲及び丙に報告するものとする。

（避難所の鍵の使用）

第3条 災害が発生し、緊急性があり甲の園長及び丙の職員が不在かつ連絡が取れない場合において、乙の判断により避難(場)所の鍵を使用し避難場所を開設することができる。

2 乙は、避難(場)所を開設した場合は、速やかに甲及び丙に報告するものとする。

（防災倉庫の鍵の使用）

第4条 前条により避難(場)所を開設し、乙は必要な備品が不足する場合には、乙の判断により防災倉庫の鍵を使用し丙の保管する備蓄品を使用することができる。

2 乙は、防災倉庫の備蓄品を使用した場合は、丙に報告するものとする。

（覚書の有効期間）

第5条 この覚書の期間は締結の日から施行し、甲乙丙のいずれかから解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第6条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
施設名
管理者

乙 住 所
〇〇自主防災会
会長

丙 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市地域防災課
課長

1	避難施設名	〇〇（甲の施設名等）
2	避難（場）所名	〇〇のうち、〇〇（甲の管理者等）が指定する場所
3	防災倉庫	有 無
4	備考	貸与する鍵の種類、等

避難場所及び防災倉庫の鍵の保管責任者報告書

平成 年 月 日

△△区自主防災会長 氏 名 ㊞

下記のとおり、保管責任者を報告いたします。

1	避難（場）所名	〇〇（甲の施設名等）
2	保管責任者	（自主防災会長等、鍵を保管する者の氏名）
3	住所	（上記保管責任者の住所）
4	連絡先	（上記保管責任者の電話番号）
5	備考	

避難所及び防災倉庫のカギを保管する自主防災会一覧

甲の避難(場)所名	乙の自主防災会名	貸与している鍵
下田中学校	岩下区第1	
下田小学校	広岡西区第3	
朝日小学校	吉佐美区	
大賀茂小学校	大賀茂区	
稲生沢中学校	河内区	
稲生沢小学校	立野区	
稲梓中学校	箕作区	
稲梓小学校(体育館)	椎原区	体育館入口、防災倉庫
下田東中学校	柿崎区	
浜崎小学校	須崎区	
白浜小学校	原田区	
	長田区	
	板戸区	
下田幼稚園(園庭)	住吉区	園庭入口、防災倉庫
	新田区	
	大和区	

防災倉庫の鍵の管理に関する覚書

〇〇区自主防災会（以下「甲」という。）と下田市地域防災課（以下「乙」という。）は、下田市内に災害が発生した場合に備え、乙の防災倉庫の鍵を甲に貸与するものとし、その管理について、次のとおり覚書を締結する。

（防災倉庫の鍵の貸与）

- 第1条 乙は災害発生時に備え、甲に下田公園に設置する防災倉庫の鍵（以下「防災倉庫の鍵」という。）を1組貸与し、甲は貸与された防災倉庫の鍵を適正に保管しなければならない。
- 2 甲は、貸与を受けるに当たり、防災倉庫の鍵の保管責任者を別紙により乙に報告しなければならない。また、保管責任者を変更する場合には、乙に防災倉庫の鍵を返却し、新たに保管責任者を報告した上で、防災倉庫の鍵の貸与を受けるものとする。
- 3 甲は防災倉庫の鍵を紛失した場合は、速やかに乙に報告しなければならない。

（防災倉庫の鍵の使用）

- 第2条 甲は、災害発生時に必要な資機材等が不足する場合には、甲の判断により防災倉庫の鍵を使用し、乙の防災倉庫に保管する資機材等を使用することができる。

（覚書の有効期間）

- 第3条 この覚書は締結の日から施行し、甲乙のいずれかから解除の申出がない限り継続するものとする。

（協議）

- 第4条 前3条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
〇〇区自主防災会
会長

乙 下田市東本郷一丁目5番18号
下田市地域防災課
課長

防災倉庫の鍵の保管責任者報告書

平成 年 月 日

住所
〇〇区自主防災会長 氏 名 ⑩
電話番号

下記のとおり、保管責任者を報告いたします。

1	防 災 倉 庫 設 置 場 所	下田公園
2	保 管 責 任 者	(自主防災会長等、鍵を保管する者の氏名)
3	住 所	(上記保管責任者の住所)
4	連 絡 先	(上記保管責任者の電話番号)
5	備 考	

防災倉庫のカギを保管する自主防災会一覧

甲の自主防災会名	貸与している鍵
弥 七 喜 区	下田公園防災倉庫
港 区	
大 坂 区	

防災倉庫の鍵の管理に関する覚書

〇〇（以下「甲」という。）と下田市防災安全課（以下「乙」という）は、下田市内に災害が発生し避難所を開設する場合に備え、乙の防災倉庫の鍵を甲が保管するにあたり、管理・運営方法等について、次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 この覚書において、「避難所」とは、甲の施設のうち△△が指定する場所をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲及び乙は災害発生時に備え、甲に別紙1の鍵を1組貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 甲は、貸与された鍵の保管責任者を別紙2により乙に報告するものとする。

また、保管責任者を変更する場合には、乙に鍵を返却し新たに保管責任者を報告した上で、別紙1の鍵の貸与を受けるものとする。

3 甲は、鍵を紛失した場合は、速やかに乙に報告するものとする。

（防災倉庫の鍵の使用）

第3条 前条により避難所を開設し、甲は必要な備品が不足する場合には、甲の判断により防災倉庫の鍵を使用し、乙の保管する備蓄品を使用することができる。

2 甲は、防災倉庫の備蓄品を使用した場合は、乙に報告するものとする。

（覚書の有効期間）

第4条 この覚書の期間は締結の日から施行し、甲乙のいずれかから解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第5条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
施設名
管理者

丙 下田市東本郷1丁目5番18号
下田市防災安全課
課長

別紙 1

1	避難施設名	〇〇（甲の施設名等）
2	避難（場）所名	〇〇のうち、△△（甲の管理者等）が指定する場所
3	防災倉庫	有 無
4	備考	貸与する鍵の種類、等

別紙 2

防災倉庫の鍵の保管責任者報告書

平成 年 月 日

住所

印

電話番号

下記のとおり、保管責任者を報告いたします。

1	防災倉庫 設置場所	〇〇（甲の施設名等）
2	保管責任者	（施設長等、鍵を保管する者の氏名）
3	住所	（上記保管責任者の住所）
4	連絡先	（上記保管責任者の電話番号）
5	備考	

防災倉庫のカギを保管する法人等一覧

甲の法人名	貸与している鍵
社会福祉法人伊豆つくし会 グループホームたんぽぽ	防災倉庫
社会福祉法人梓友会 みくらの里	